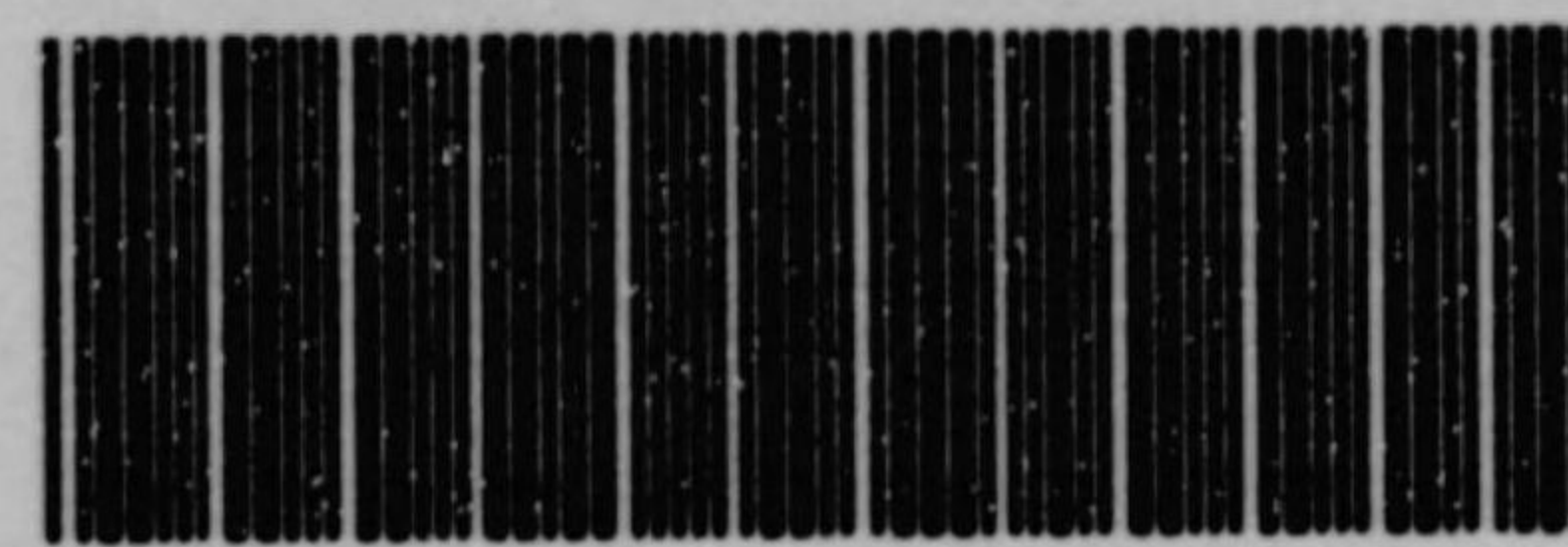


587  
110



\* 0003771000 \*

0003771-000

587-110

民衆政治講座

吉野作造・著

クララ社

第24巻

昭和4

ABA









---

近代政治の根本問題

---

吉野作造著

---

民衆政治講座

---

No. 24

クララ社 版





587-110

目次

第一章 純粋の政治問題とは何か……………五

第二章 純政治問題として肝要なる二點……………一五

第三章 民衆政治の確立を保障する基本的制度……………二七

  第一節 多数決の制度……………二八

    第一、多数決制度の根據……………二八

    第二、多数決制度が政争に與ふる效果……………三三

    第三、多数決をして合理的ならしめる諸條件……………三六

      第一の條件……………三六

      第二の條件……………三九

      第三の條件……………四二



著者の近影



第二節 代議の制度……………四九

第一、代議制度の根據……………四九

第二、代議制度をして合理的ならしめる諸條件……………五五

第一の條件……………五七

第二の條件……………六〇

第三の條件……………六六

第三、代議制度に對する認識不足に基く弊害……………六七

一、議會否認論の迷謬……………六七

二、在來の運動形式を清算せよ……………七〇

第四章 民衆政治の確立を可能ならしめる基本的施設……………七九

第一、基本的施設としての社會改造……………八〇

第二、貧困原因の變遷……………八七

第三、舊型の社會改造思想……………九四

第四、新理想主義的改造思想……………一〇五

第五、結論……………一一〇

◇附 錄 現實主義と急進主義……………一二七



## 第一章 純粹の政治問題とは何か

凡そ個々の政治問題が提起された場合に、その問題の性質に従つてそれぞれの事  
業分野に属する人々が、先づ如何なる對策、解決方法が最も妥當なりやにつき、審  
議決定するのを常とする。けれども、この審議決定すること自体は、嚴密には政治  
問題であるといふことが出来ない。成程、政治家に關係があるといふ様な漠然とし  
た意味では政治問題と言ひ得ようが、本論で取扱はうとする純粹な意味の政治問題  
ではない。

例へば、金輸出の解禁に就いてその是非が問題となり、或は賣動事件の犯罪に關  
してその有無が問題となつた場合、世上ではそれ等を政治問題の名稱で呼びかける。  
ところが、それ等の問題は、政治家に關連してゐる問題たるには相違ないが、問題  
自体として考察すると、尙ほ未だも純然たる經濟乃至財政の問題であり、或は單純な



る司法の問題である。即ち、金解禁の断行が可なりや、可なりとすればその標準を何處に求めその時期を何時にすべきか、斯くの如きは經濟乃至財政に通曉せる各方面の専門家學者によつて決せられるのであり、純然たる經濟乃至財政の問題の領域内に存する問題である。同様に、所謂賣動事件が犯罪を構成する事實を有するや、果して然らば如何なる刑によつて處断すべきかは、之また司法事務に専任せる司法官が定むるのであり、單純なる司法問題の範圍内に横はる問題である。

右のやうに、政治問題といふ言葉は屢々無造作に濫用されるところであるが、その實體を理解してみると、案外に、單なる經濟問題であつたり、單なる事實の調査であつたり、或は單なる倫理問題であつたりする場合が多いのである。従つて、何れもそれぞれ専門家學者によつて調査され審議され裁断されるべき性質の問題であつて、純粹の政治問題に該當しないのである。平易なる説明の仕方をすれば、個々の問題に就いて何が一番善い考であるかを決めるのは、純粹の政治問題ではないと

云ふことになる。

では、純粹の政治問題とは何か、その意義を闡明しなければならぬ。斯く論じて來ると純粹の意味に於ける政治問題とは、非常に難澁なことの様に思はれるが、實は何人にとつても容易に會得される平凡事なのである。即ち、あらゆる問題を通じて、専門の人々が考案し工夫したる最善の方策なり最高の見解なりが、常に實現し得るためには、如何なる政治上の仕組が必要であるか、この問題こそが純粹の政治問題だ。つまり最善の方策や最高の見解そのものを探究施行することではなくして、かゝる政策や意見が容易に且つ迅速に實際の政界に實行され得る様な途を如何にして確立すべきやの問題が、純粹の意味に於ける政治問題である。

絶対專制主義を以つて施政上の根本方針としてゐた往時の封建治下にあつては、大名の方で獨断的に最善なりと決定したことは、如何に苛酷な取締規定であらうと即刻に實行に移すことが出来た。農工商等の所謂百姓町人などに異論がましいこ



を言はさぬは勿論、士分の者を言つては浪入を除く外、すべてがその大名の食祿によつて生活してゐる下級の役人であるから、所謂「民は由らしむべし知らしむべからず」との原則が適用されて、飯口の状態にあつた。ところで、最近の時潮では、かゝる爲政の積弊が容易に敢行されなくなつた。如何に最善の法律案と雖も、矢張議會の多數を獲得しない限り、法律として實際に行使することが出来ない。しかも議會の多數を獲得することは頗る至難の業であつて、複雑な利害關係や面倒な恩徳關係が絡れ合つてゐるのであるから、時々暴力沙汰までが飛び出す有様である。かゝる醜争を慨歎して袖手するならばそれまでだが、最善の法律案を通過させるためには、最非とも昂奮したり激怒したりしてゐる代議士諸君を勸説し納得させて、議會の多數を形成しなければならぬ。同様のことは、多數の家族員から成つてゐる一家庭内にも起り得るのであつて、是非の辨別が明瞭であるにも拘らず、感情や無智のため問題が紛糾する場合、之を平和裡に解決してゆくことは容易でない。

そこで、主観的な言へば、自分が最善を思つた事柄を一家内でどう實現するかと同じ様に、自己の最善と信じた法律案を成立させるためには如何なる態度に出るべきかといふ問題、又客観的に言へば、最善の意見を一家の家風としてどう出現させるかと同じ様に、最善の法案や方策をして容易に一面の法律、政府の政策たらしめるためには如何なる仕組が妥當であるかといふ問題、之が純粹な政治問題なのである。

右に述べた如くに、純粹の政治問題とはしかく平凡なものであり自明のことでもある。しかも、この平凡にして自明の事柄が、世間では充分に咀嚼されてゐないのであつて、政治家の間にも兎角に等閑視されたり、理解されてゐなかつたりする。そして、そのために「多數の暴力」が公然と横行したり「政權嚙りつき」の陋態が拔扞したりして、憲政の順調なる進展が往々阻止されるのである。かくして、この平凡



自明なるべき問題が、今更めて力調されなければならぬ礎地が、こゝに存在する次第である。

一體、實際政治に在つては、完全なる指針的確なる真理といふものはないのである、否、ないのではなく、容易に見出すことが出来ぬのである。しかも、見出すことが至難だとの理由を以つて無爲に放任して置くわけには往かないから、斯うもあらうかあゝもあらうかと考憲の揚句、兎に角も何等かの施設を試行しなければならぬ。それでも飽くまで最善の方法を探究して後日になつても何等の更改や訂正を要せぬ様にするといふことは、政治家の心掛としては誠に賞讃に値するが、之を政界運営の客觀的規準として要求するのは、竟舉一つの屁理窟に過ぎぬ。故に實際政界に通用する議論として何が最も肝要かといへば、上述したやうに、最善の政策そのものを探求施行することではなくして、寧ろ常に容易且つ迅速に最善の政策が代行され得る様の途筋をつけておくことでなければならぬ。換言すれば、少しでも

ヨリ善き方策が見出されたら、何時でもこたわりなく之に遷り得る様の仕組をたてることが大切なのである。

個人の修養に關して青年諸君に忠告する場合でも「熟慮して後に斷行し給へ。考へて之が正しいと能く見定めつた時に、大いに勇氣を振り起して敢行することだ」と言ふことは、教訓としては正しいのであるが、尙それは一面的たるの譏りを免れぬのであつて、他の一方に於いて「だが、之のみが最善の唯一者だと思ひ詰めては不可だ。更に反省考慮してヨリ正しいことがあれば、容易に他を採用し得る寛容の態度が必要である」と補足されてこそ、この教訓が一層完全に近づくのである。即ち、之が最も完全だと思ひ詰めた時は、不完全さの迷路へ踏み込んだ第一歩であつて、本當の修養は善いと確信したことを實行するにあるのだが、他の一方に於いて、他にもつとヨリ善い方法が存在するのではなからうかと反省の態度を執つてゆくことを忘れてはならない。従つて、眞の修養とは、絶對者を墨守することではな



く、何時でもヨリ正しいことを執り得るやう常に正しからんとする態度を持續しつゝ、日常の實踐に處すことにある。又、主觀的には、最善と信じて直進しても、客觀的には、迷惑であつたり滑稽であつたりする場合がないではない。そこに、他人の自由なる批判を參考にして、正當な批判を甘受し攝取するだけの雅量が必要とする。槍術の名人などいふものは、動かなくともその鋒尖の中に無限の變化を藏して、何處へでも自由自在に突き動かすことの出来る融通性を習得してゐる。修養の要領も亦、この點にあると言はなければならぬ。

修養に就いての右の論議は、同時に政治に對しても殆んどそのままが適用されるのである。政治問題に於いても、之が正しいとして決定された事柄であつても、それを恒常的に抱きても固守するといふ態度は、拒否されなければならない。従つて、去年斯く斯くの聲明をしたから、今年も去年の言責を守つてその聲明通りの責任を果すべきであるといふ様なことは、政治學上では原則として不可とされてゐる。

ばかりでなく、實際上憲政の進歩した諸國の政界に於いても重視されてゐないのである。去年は去年、今年今年、尤もそれを口實として何等の理由もなしに、政治上の公約を弊履の如く破棄し去るといつた不條理さが起り得る懸念がないではない、けれども上述のやうな諸國にあつては、代議士を選出する際に、口實を不當に振り廻す様な不誠實者は、選挙戦の落伍者となつてゐるから、かゝる懸念は所謂杞憂たるに過ぎぬ。だから一旦人格に信望を繋いで選出した以上、國政の調理に當つては、その場合場合の所信に従つて、最善と認めるところを果してくれさへすればよいといふわけになる。議會内に於いても、客觀状態の變化を無視して去年の言責を今年に結末すべしなどの攻撃めいた要求は、何れの政黨員からも發せられない。又、最高の政策を決める内閣の會議にあつても、既往の先例に拘泥するやうなことは毫末もなく、自由闊達にやつてのける。英國にあつては公式的な閣議の記録は之を全然に作製せず、將來記録によつて拘束されることのなきやうしてゐる。



個人の生活に在つても、正しからずと識り乍ら行動するは固より悪いが、之が正しいと固執するのも不正の始まりで、常に正しからんとする態度こそ、一番正しい生活方法だ。政治に在つても亦然り。何が絶対善なりやを客観的に定め難き限り特定の政策のみを目して最善となし之を盲信固執する程、危険なことではない。當事者が主観的にその牢固たる確信に基づいて行動することは、結構な生活態度であるが、更に一步進めて、客観的にはヨリ善いものが現はれた場合に何時でも之に代位せしめ得る態度や仕組がなくしては、社會の進歩は停滞する。一時の方策には誤謬や缺點があるであらうが、斯くして始めて我々は、全體の進歩の上に着々として最善者の發現するを期待し得るのだ考へる。

## 第二章 純政治問題として肝要なる二點

前章に於いて、純粹の政治問題とは如何なる意義を有するものであるかを検討した。扱、かゝる意味に於ける政治を順調且つ健全に成育させるためには、如何に處置すれば可能であるかが問題となつて来る。成程、そのためには種々細末な方面にまで及んだ方針や對策が存し、それらに對して是非の議論もある。けれども究極するところ、右の諸案を整理してみると、次の根本的の二要素に還元することが出来る。

- 甲、一般に正當な方策や妥當な意見をして、常に遲滞なく實現せしめ得ることを保障すること。
- 乙、他に、ヨリ正當な方策や、ヨリ妥當な意見が常に相繼起して發達することを可能ならしめ、又は助長すること。



即ち、右の二點に大體歸着するのである。だから、換言すると、政治の基本問題としては、第一に、一番善い考へが現はれることを保障するやうな仕組みを、政治上の制度として表現すること。第二に、右の制度が充分に運用され得る準備乃至は基礎として、民衆の智識や道徳を遺憾なく啓發し涵養する方途を廻らすこと。約言すれば、前者は制度の問題であり、後者は施設の問題である。この兩者をば、政治の基本問題として確立したのも、その間から始めて最善の方策や最高の意見が、それぞれの専門家を経て發動して來るといふのが、理想的な姿なのである。

説明の便宜上、先づ制度の問題に就いて考察を加へ、次いで施設の問題に關して研究をおし進めよう。

### 第三章 民衆政治の確立を保障する基本的制度

常に最善の意見が實行されることを保障する制度としては、現代文明諸國中に諸種の形式が存してゐる。勿論その形式の内容は非常に多岐點にまで及んでゐる。しかしながら、その最も普遍的にして且つ不可缺のものとしては、多數決の制度と代議制とである。元來が、この兩制度は上述した様な目的を以つて建設されたものであるから、兩者の運用に際しては、その根本的意圖に遡つて、それに背反しない様にする必要であるとの要求が起るのは、當然且つ必至の事柄である。

若しこの兩者が妙用されることなく、却つて逆に濫用され悪用されると、全く本來の目的と正反對の悲しむべき結果を招來するの危険があるだけに、飽くまでも本然の目的性に即して、兩制度が理想的に運営される様に努力し監督しなければならぬといふことになるのである。このことが、純粹の政治的見地から我々民衆に對す



る要求となつて生れて来るのも亦、自然の數と言ひ得やう。

### 第一節 多數決の制度

#### 第一 多數決の制度の根據

先づ多數決の制度が、何故に最善の意見を實行させることを保障してゐる制度であるか、その合理性を研究せなければならぬ。

簡単な例を採つて説明の便に供しよう。此處に百人の會員があつて、その例會の席上で或る實行案につき討議をした結果、甲乙の二説に分れたとする。そして五十一票が甲の説に賛成し、四十九票が乙の説に賛成し、僅かに二票の差で甲の説が採決に勝つとしたする。

この場合、普通、乙説の人々は、二票で惜敗したことに、何等か不公平が存するやうな氣がして、苦情がましい愚痴を繰り返す。又、之を見聞した第三者の人々は

僅か二票の差を標準として、乙説よりも甲説を正しいとした點に疑義を挾む。百票の中、甲説が九十票、乙説が十票といふ位ならば、成程、前者が正しいと認めても無理ならぬ、僅か二票の差なのだから、或は甲と乙との判断は事實上正反對であるかも知れぬ、五十一票の意見は、一體如何なる合理的根據によつて、四十九票の意見を壓倒しその強行を要求する權利があるか、と責めよせる。

かゝる考へ方は一應尤もらしいが、矢張り皮相的な見解たることを免れぬ。何故かと言ふに、それ等の考へ方は、多數決の制度を目して、一人でも多數の賛成を獲た意見が直ちにそのまゝ正しいものと永久に固定する仕組であるかの様に解釋してゐるからである。即ち、二票の差異で勝つたといふことが、甲説をして恒に正しいものと確定したと信ずる處に謬點が存してゐる。凡そ何人にも、人間的な過誤や意見が全然なしと、斷言し得ようか。況んや多數の集合に於いてをやである。従つて多數であるといふことは、決して意見の正しさを永久化しないのである。



扱、假に多數決の制度が、不可とした場合に、果して何處に採決の標的が求められるか。普通と逆に、小數を以つて正しさを決する時は、多數決よりも更に幾多の明白な危険を有つものである。

それでは、多數小數の量的關係を離れ、所謂質的方面に重點を置き「正しい意見」に従ふべしとするかも知れぬ。けれども、それを實際の制度に移植するとなれば、必ずや絶對專制主義の出現となり、實際的弊害を伴ふのであるから、矢張り正否の別は、多數の人々の斷判によつて決しなければならぬことになる。さすれば問題は以前に逆轉して、多數決の制度に依存するより他に途がない。

かく論じ來ると、多數決の制度は適當なものではなく、止むを得ない制度だと言ふ者が現はれるかも知れぬ。果して然るか。決して左様ではない。

一體、多數決制度の合理的根據乃至は道德的基礎は、一人でも多くの賛同を得た意見が、當分の間優勝的地位を占めるといふ點にある。前述した様に、人間には

人間的なミスチークを免れぬ。故に、現在多數決の制度によつて決したところは、客觀的に見て或は缺點に満ちてゐるかも知れぬ。然らば、實際は正しいにも拘らず敗れた側は、今は不幸にして小數派として敗れたが、次回に於いては更に數人の賛成者を獲得することに成功して、勝敗の地位を轉倒し得る可能性があるわけだ。かくて、自ら正しとする者には、前途に希望があり、この希望に促進されて、新しい努力が躍出する。そして、この努力は宣傳や勸説の形をとつて外部に現はれるのだから、他の人々に教育的効果を與へることになる。人間は、一時は錯誤や迷妄に陥ることがあるも、結局に於いては、正しい意見に賛成し之を支持するものだ。然らば、正しい意見は即ち終局に於いて勝利の途へ到達する道理だ。かくの如く、多數決即ち一人でも多ければ勝つといふ制度は、實に重要な教化的作用を敏活に行はしめる刺戟物ではないか。

右の様な次第で、多數決の制度は道德的に且つ合理的に是認され擁護さるべき根



據を確保してゐるのである。

分り易い説明の仕方をすれば、多数決の制度は、その都度に正しい意見を發見確定するの制度ではないが、しかも究極に於いては、正しい意見をして行はれざるを得ざらしめるところの制度なのである。

先に掲げた會員の例によつて、多数決制度の要領を今一度、辿つてみよう。

多数決は、一票でも二票でもその會員の良心の賛成を得れば、勝利に近づくことを保障してゐる仕組なのだから、二票の差で惜敗した乙派にとつては、唯の一票たりと雖も大切であり、次回に於いて必ず勝たんがために、運動を起すといふことになる。運動と言へば卑しく聞えるが、かゝる運動が理想的に行はれる場合には、一般會員に對して立派な教育的効果を與へるものである。一人の魂をすらも蔑視しないといふことは、それだけ百人の會員の精神を向上させることになる。次回に於

いて一人でも餘計にサポートを獲得するために努力することは、その運動をしてゐる本人について言つても、自分の思想や意見を能ふ限り洗練して可及的に善いものを提示しようとするものであるから、本人に對しての教育にもなる。第一回で惜敗したからといつて落擔するには及ばない。自説に誤謬があれば深く清算して出直せばよい。飽くまで自説が正しいとあれば、次回に於いて五十一票五十二票を獲得することは頗る容易だ。一方、甲派にあつては、第一回の辛勝に酔つて安閑として居られない。油断をすれば次回で惨敗を招かぬとも限らぬ。

かくて、甲乙兩派は互ひに、ヨリ正しい意見を求め合つて競争し合ふ。茲に多数決制度の妙諦が存してゐるのである。

## 第二、多数決制度が政争に與ふる効果

多数決の制度は今日大多數の諸國に於いて、政治の運用上缺く可からざる仕組と



して採用されてゐる。即ち、政權争奪の地盤を民衆の良心の上に持ち來り、その判断に基いて多數を捷ち獲た政黨が、政府の地位につき實際政治の衝にあるのである。

この制度は、十九世紀に至り歐羅巴に實現されたのであつた。明治維新によつて從來の封建政治の舊殻を脱出した日本は、直ちにこの制度を輸入した。その後、種々の失敗や障礙の過程を経て、最近に漸やく政權の争奪といふことが民衆の間に公然と安心して行はれるやうになつた。——勿論、この制度が未だ充分に妙用されてゐないのは事實だ——。

凡そ政權争奪の歴史は極めて古いものである。一つの時代に於いて或る政治家群が政治の指導的立場を占める場合には、何時かは不満を抱く他の政治家群が現はれて反對黨を形式する。そしてそこには常に政權争奪の問題が随伴する。多數決の制度が採用されない時代にあつては、政權争奪の形式は暗殺、刺殺、戦争等の腕力乃

至は武力によつて行はれたのであつた。日本の政治史に於いても、最も古い政權争奪の形式は暗殺であつた。仲大兄皇子と藤原鎌足とは談合の結果、政敵藤原馬子を殺戮した。勿論當時にあつては、多數決の制度による政權授受の平和的形式がなかつたのだから、他に採るべき策としては見出し得なかつた。この種の暗殺や刺殺が流行するに従つて、政治家は互ひに自己防衛と同時に勢力伸長のため、手兵を養成し訓練するやうになつた。かくて一旦政治家間に衝突が起れば武力闘争即ち戦争が惹起するは避け得難いことであつた。武力と武力との闘争である以上、その間に随分と悲惨な状態や甚大な悪害を結果することとなり、従つて、一般民衆の物質生活や精神生活に大破綻大擾亂を影響させずには置かなかつた。民衆は勿論、爲政家の方でも、そこに種々の矛盾と煩悶とを感じるやうになつた。そして、この矛盾と煩悶とに對する解決策として現はれたものが、多數決の制度であつた。即ち、政權争奪が民衆の判断を基礎として多數の味方を形式することによつて行はれるといふ形



式が必要となつたからである。

扱、右の制度が理想的に運営されるものとすれば、所謂多数横暴などといふことは、全然にその悪しき意味を喪失する。即ち、一人でも多数の賛成なり票数を獲たものが、一時全権を委任されるのであるから、この意味での多数横暴は物理的横暴ではなく機能的統制である。唯、その多数を獲得する手段方法が理想的の要求に適合せずして不正の手段方法を以つてしたとするならば、これこそ眞の多数横暴として指彈さるべきは言ふまでもない。だから多数決本来の理想から論ずれば、正当なる手段に基づき、多数を擁したものが、政治の實際を委任されてその所信通りの政策を遂行し、一方小數となつたものが、政治の實行方面から手を引くといふ風になる。と言つても、その間は小數となつたものが、單に袖手し萎縮して消極的な沈黙状態にあつてはならない。却つて、小數派は、自己の所信が正しいとする限り、近き將來の機會に於いて多数を獲得するべく努力し運動するといふ重大なる任務を負

はされてゐるのだ。こゝに議會に於ける小數黨の使命が存してゐる。四年後にあつては或は絶對多数の支持を得て政權獲得の可能ありとの確信や希望があるから、現在議會内に於けるあらゆる票決に際して、敗北すると決つてゐたり或は現實に敗北してゐるとしても、小數派は常に堂々とその態度を續けることが出来る。従つて、多数決の制度が妙用されてゐる諸外國にあつては、小數黨の議會内外に於ける言辭は、一方に於いて數年先の民衆に向つてその所信を傳へ、地方に於いて現在の民衆を教育しつゝあるのだ。

繰り返して説いた如く、多数決の制度とは、多数だから正しいといふのではなく、一人でも多くの味方を得れば勝つものと保障してゐる點に特色がある。従つて、この制度が政治の運営に應用されると、爲政家は互ひに民衆の良心に一致するやうにと競争することに専心し、延いては一般の民衆の意識を啓蒙し教育するといふ効果を齎らすのである。時期を限つて觀察すると部分的には或は不正や誤謬が存在して



のるかも知れないが、長い期間を達観した場合、全體の立意政治の運用過程の上に常に一番善い考へが上方へ浮び出るやう仕組まれた制度が、政治上の多數決であると言つてよい。

第三、多數決をして合理的ならしめる諸條件

第二に於いて多數決の制度が、政治上に如何なる効果を興ふるものであるかを説明した。しかしながら右の様な効果は、該制度が妙用されて後始めて實現され得るものであつて、事實はしかく容易に行はれるものではない。ともすれば多數横暴の方向に傾むく弊害が生じ易きものであるから、一度制度の運用方法を誤れば豫期しない逆の結果を生むことになる。恰度それは醫者が臨床に際して用ゐる劇薬の如きものである。多數決の制度はどうしても近代政治に不可欠のものでありながら、適用の方途を失すれば非常な危険を導く惧れがある。

かくて近代政治の發達に伴つて、多數決の制度を飽くまでも維持しようとする以上、それには三四の條件を必要とする。これ等の條件こそは、多數決制度の運用をして合理的ならしめる所以のものであるから、是非とも留意しなければならぬ。

第一の條件

政權を争ふ者即ち政治家と、彼等から賛成を求められる者即ち一般民衆との間には、純然たる道德的關係が存在してゐなければならぬ。

自己の良心乃至、自由なる判断からこの黨又はこの人ならば信認することを得べしとの道德的確信の下に、何れの黨を支持し何人をサツポートするかの問題が解決されねばならぬ。換言すれば所謂政治運動は、極度に公明にして正大たるべきことにある。この點に就いては、既に諸外國に於いて非常に論議され強調された問題であり、しかもその結果相當の好影響をもたらしたのであつた。

日本に於いて特に今日強く論じられてをり且つ又強く責むべきことは、各政黨の



地盤といふ問題に關してである。卒直に言へば、地盤政策は不可だと断するのだ。此處が自分の地盤だとか勢力範圍だとか、政黨殊に既成の諸政黨が、少しでも善いことをして善い品物を作り、廉く賣るから買つてくれと言ふのならばまだしものこと、さうでなくして、此處が俺の縄張りだと決めてかゝり、その範圍内には一步も他の競争相手を入らしめず、悪い品物を高く賣りつけようとするのが、かの地盤政策だ。或は地盤政策とまでは行かずとも、輕薄なる宣傳によつて、恰度益暮の賣出しの様に樂隊などを行進させて、公衆を瞞著し粗製品をなるだけ高く買はさうといふのが、在來に於ける政治運動の普通形式であつたとするも決して過言ではない。斯る地盤政策を飽くまでも持續しようとするのは、惡辣な商人がお屋敷の會計掛りを籠絡して粗品を高く買つて貰はうとする心組と同一だ、勿論このことは、政治家の地盤政策に利用される側にも、缺點や過失があるのだから、一般民衆としてもかゝる政黨の地盤政策の犠牲にならぬやう戒慎すべきである。

一體、政黨といふものは、政治家の團體であつて、政治に素人である一般民衆は原則として政黨に加入しないといふ態度を可とする。何縣何郡何某以下一萬何千人か、某代議士の紹介で入黨したなどの話が、よく既成政黨から洩れるが、かゝる現象は日本以外に世界各國の何れにもその類似を見出だすことが出来ぬ。

元來、政黨員とは、之を相模に譬ふるならば、晴の土俵に出て相模をとる力士である。ところが、我々一般の民衆は純然たる見物人である限り、相模をとらずして番附面に姓名を記入せよと強要するのは、不條理といふよりは滑稽だ。それと同様に、政黨の地盤政策の犠牲となつて政治家ならざる局外者が政黨に所屬するといふことは、却つて政黨の害惡を助長することになる。民衆は飽くまで、嚴正なる行司の立場にあつて、何れの政黨にも腐縁を繋がずに、少しでも民衆のための努力と實踐とを惜まない政黨に、軍配をあげるといふことにならねば、各政黨は決して効果をもたらしめない。却つて墜落の途を辿ることになる。この點は、各國に於いて一



一般の民衆が苦い経験を嘗めたところであり、日本に於いても、現在の各既成政黨の醜争は、こゝに根本原因が潜んでゐるのである。

政治の發達は、この醜惡なる地盤政策のために阻害され停頓する。しかも、從來の既成政黨にとつては、この地盤政策が殆んど唯一の政策武器であつただけに、この點を攻撃されることに最も畏怖を感じる。既成政黨の人々が、私を指して危険思想の把持者だと難する所以の一半は、私の言説が始終忌憚なしに地盤政策の醜惡さを指摘することにあるらしい。成程、私は地方などに講演に出かけた際には、必ず村長や村會議員の人々に對して既成政黨に加入しないやうにと力説する。従つて地盤政策を生命と頼む既成政黨の邪魔になることは確かである。だが、邪魔になるの故を以つて危険思想の把持者と言はれるのであれば、私はこの誹謗を甘受しよう。

右に述べた如く、一般の民衆が既成政黨の地盤政策といふ魔縁に拘泥してゐる間

は、決して政治運動に於ける多數決の制度は理想的に運用されないのである。随つて、選ぶ者と選ばれる者との間に道德的信認關係が存在し、互ひに良心の傾投状態にあること、これが多數決制度の圓滿なる進行上に是非とも必要なる第一條件と言はねばなるまい。

茲に附言すべきことは、無産政黨に關してである。日本の各無産政黨は、その誕生以來尙多くの星霜を経てゐない。だから、政黨そのものは若々しい成育の途上にあり、それだけ卒直性乃至は純眞性を失つてはゐない。將來はいざ知らず現在に於ては、既成政黨程に邪道に踏み込むものとは思はれない。今日各無産政黨が或程度の地盤政策に意を用ゐるのは、或は既成政黨との對抗上止むを得ざる方途でもあらうし、或は清澄なる眞の民衆政治を確立しようとの意圖實現のために採用される一手段でもあらうし、或は無産政黨の性質上、不利な勞働條件に壓迫されてゐる人々の經濟的團結體——組合——をその主なる構成要素としてゐるからであ



らうと、解釋される。ともかく、政黨員の何れもが大體に於いて、利權や榮達を目的として狂奔してゐるのではなく、政治改造といふ眞情に發足してゐるのであり、直接間接に實際の政治運動に參與してゐることは事實である。この點に於いて、彼等は普通の所謂政黨員とその本質を異にしてゐるのであり、その地盤政策も弊害が尠いわけだ。

しかし乍ら、地盤政策なるものが政治上に於ける變則方法であることを常に意識し、既成政黨の所謂醜惡なる地盤政策に追従するやうな狂態を演じてはならぬ。現在の無産政黨方面に於いては、從來政治上經濟上不利な地位に置かれてゐたものが、相互に納得し合つて、政黨加入の問題が解決されてゐるが、將來に於いてもこの方針を操守し飽くまでも政治の基礎を道德的信認關係に覺めるやうに努力すべきものと信じる。

各無産政黨員は、無産政黨が現下に採用しつゝある地盤政策を以つて永久不變の



政爭手段とすることなく、將來に於いても一切の地盤政策を一掃するための過渡的手段たるに過ぎないといふことに、絶えず留意してゐなければならぬ。

### 第二の條件

政治上選ぶ者と選ばれる者との間には道德的信認關係が必要だと言つたがそのためには、自己の所信通りに投票が出来るやうあらゆる方法を盡して保護しなければならぬ。

今日各國の選舉關係法規に於いて、選舉民の良心の自由を保護するといふ點に主眼が注がれてゐる。ところが、このことは兎角に間違つた視角から批難される。一部の人は言ふ「選舉とは國家に對する公の義務を行ふのである。何を苦しんでこそよくやるのか？ 正々堂々とやれば萬事が済むのだ。細末の法規づくめで人民を罪人扱ひにするまでもあるまい」と。成程、この言葉は一面の道理を現はしてゐることに相違ないが、この單純な事柄が實際にあつては行はれないといふことが



歴史上經驗上で充分に證明されて來たのである。

投票の最も古い形式は口頭であつた。即ち選挙長の面前へ何の某に投票する旨を口上で申し出たのであつた。しかしながら、之には種々の弊害を伴ふことが明になつたので、右の形式は漸次廢れ、成るべく他人に見られないやうな、又他人に知られないやうな投票形式を採用すべしといふ主張が擡頭して、無記名投票の形式が原則として實施されるやうになつた。

尙、選挙民の良心の自由判断を擁護するための制度としては、無記名投票ばかりではなく、その精神を徹底するために、種々多様な方策が廻らされることになつた。

凡そ選挙取締に關する法規は、良心に基く判断の自由を束縛するやうな行爲に對して、嚴重に禁壓を施さねばならない。選挙戦に際して民衆の良心を誘惑し動搖させる者には、誘惑され動搖される者より一層の罪ありとして、嚴罰に處するといふ

のが、各國の選挙法規に於いて見出される傾向である。ところが、日本の選挙法規にあつては、兩者殆んど同罪として取扱はれその間に何等輕重の區別をつけてゐない。元來、選挙犯罪なるものは、普通の犯罪とはその本質に餘程の差異がある。普通の犯罪にあつては、例へば如何に嚴重なる戸締りを施すとも盜賊の方で押入らうと思へば、その戸締りの嚴重さも彼の侵入を防ぐことが出來ない。周到な戸締りがしてあるにも拘らず、盜難にかゝつた際には、被害者の責任にはならない。そこで盜難を防止するためには、盜賊を法規上嚴格に處罰するやうにすればよいわけである。扱、選挙犯罪にあつては、以上の例とは稍々その趣きを異にしてゐる。成程、中には習性となつて選挙毎に自己の投票を候補者に賣りつけようとする常習者もあり、候補者の方から何等言葉をかけないでも無理矢理に投票を金に換へやうとする者もないではないが、大體に於いて選挙犯罪を構成する本元は、黃白を積んで買収する方にある。例へば、金を貰つても政府黨だから大丈夫だとか、或はこの金は



元内務大臣の軍資金から捻出されたもので安心だとか、かゝる甘言にのせられて、大した犯罪とも思はず迂濶に金を握らされる場合が多いのである。従つて選挙犯罪は、金をうけとる方が悪いのではなく、與へる者があるから之をとるといふことになり、結局は與へる方が重々悪いのである。賄賂を貰つたとか一票五圓也で賣つたとかいふ人々を如何に多人數法網にかけるとも、かゝる犯罪の本源は決して根絶させられるものではない。即ち、賄賂を出したり買収したりした者を、嚴重に取締らねばならないのだ。實際問題にあつてかゝる取締方法が困難であるとのことを屢々耳にするが、眞實に困難であるよりも寧ろ取締る政府の方に差支へがある。何故かと言ふに、最も多額な機密費を使用する者は政府だ。だから、この種の取締が嚴重に過ぎると、自縛自縛の憂目に逢ふことになる。かゝる取締規定が理想的に實行されてゐる外國であれば、先づ刑務所の鐵門をくゞらねばならぬ者は、内務大臣、法制局長官、内閣書記官長等政府の顯官連だ。實際は、外國でもこんな極端な

ことを大體に於いてないが、政府の大官と雖も投票を買収した様な者に對しては、非常に嚴酷なる所罰に附し、大抵は十年間位の公權停止といふことになる。日本に於いては、公權停止といへば大した不名譽でもなく、本人は平然たるものだが、西洋にあつては、公權停止は最も効果的な社會的制裁であり、以後は絶對的に社會から引退せざるを得ない程のものである。かゝる嚴重なる制裁を與へることによつて金を差出す方を取締つてゐるのであるから、買収とか賄賂とか、の根源がなくなる様になつてゐる。何れの國にあつても、買収や賄賂といふ醜事件がないではないが、日本の選挙戦に際して取引される買収や賄賂は、その例が世界に稀だと云つても過言ではない。しかも、選挙取締の規定が、買収や賄賂の本源を根絶するやうな方針を採用せず、單に表面に現はれた未梢部分を取締つてゐるに過ぎないのだから、その取締方法が頗る煩雜を極めてゐるのだ。おそらく日本の取締方法程に、複雑で煩瑣なもの他にあるまい。根本の禍因を交除するといふことに着手せずゐるの



であるから、如何に煩雜な取締方法を反復するとも、それは全く無効果である。

又、日本の選挙法規にあつては、ビラは幾枚、立看板は幾枚以上を禁止するなど細末な事項を明示してゐるが、これなども、選挙費用の最高額をさへ制限して監督を嚴重にすればよいわけだ。金額に制限がある以上、ビラや立看板に多大の費用を充當すれば、それだけ他の方面の運動資金に不足を生じてくる。だから、選挙費用の制限額を嚴格に取り締りさへすれば、右のやうな些細な規定は全然不必要になる。尚、簡単な例だが、國會議員、縣會議員、市會議員などの選挙に際して、その選挙場に立會ひ至極遺憾に思ふことは、投票箱の置場所が當を得てゐない點だ。餘りに立會人の側にあり過ぎる。もすこし投票箱と立會人との距離を長くすべきであり箱の地位は室の中央部にするが最も可だ。極く瑣末な事柄であらうが、公明なる政治を徹底させる以上、投票者の心理を立會人が牽引するやうなことは絶対に避けねばならない。

又、屢々問題になることは、句點や尊稱を附した投票が有効なりや無効なりやに關してである。相手方の名前、即ち選ばれる者の姓名以外に符號めいたマークを記入してはならぬとか、或は殿とか様とかの敬稱を附記してはならぬとか、或は殿や様位ひは差支へなしとか、或ひは殿と様とを兩方記入した場合は如何など、よく論争の問題になる。一般に候補の誰であるか、分明する以上、句點や敬稱は不都合ならずとされてゐるやうだ。之などは、一應は常識に適つた取扱ひであるやうだが矢張り種々の弊害を生む機會を與へてゐるものだ。何故かと言ふに、賣買契約や權力關係に基づいて、「是非吉野作造に投票してくれ。君が投票した證據として、吉野作造と認めた下部へ、句點をつけるなり、様を附すなりして置いて欲しい」などの約束が豫めあるとする。そして、この句點やこの様がなかつた際には、投票者の許へ行つて約束の不履行を責める。かゝる弊害を防ぐためには、不必要な記入ある投票は全部無効とする他に適當な對策はない。この點に就いて、日本にあつては



比較的寛大に取扱はれてゐるが、諸外国では嚴重に之を取締つてゐる。これも能う限りすこしでも、選舉民の良心の自由、判断の自由を拘束制壓しないためからであらう。

かくて、選舉民の良心や判断の自由を保護するといふことは、多數決制度の施行上缺く可からざる條件なのである。

第三の條件

多數決の制度と言つても、要するに上述した如く、一般民衆の良心の判断が基礎になるのである。随つて、政治に對する判断能力を等閑に附してはならない。機會ある毎に一般民衆の判断能力を養成し向上することに努力をむけると共に、教育機關の設置を緊要とするのである。

扱、現今、政治上に多數決の制度を適用することに就いて、一般民衆の教養程度延いては判断能力が低劣なりとの故を以つて、尙早論を唱へる一部の人がある。

彼等の主張するところに從へば、一般民衆が相當に訓練もつき教育も普及した後、この制度を採用すべきであり、さなくば愚民政治に陥むると言ふのである。かゝる尙早論者が民衆に要求するところは、不當に高度の教養や判断能力を重視し過ぎてゐるのである。彼等は何事にまれ、一般民衆は兎角政治に無關心ではないかと反駁するのが常だが、これは寧ろ、彼等の有する非常に高き自己の智的標準を、一般の民衆に覚めやうとするからである。多數決の制度を政治上に適用するからと言つて決して一般民衆の教養程度や判断能力が特に優秀でなければならぬといふことは毫もない。

例へば、金の輸出解禁といふ問題が政争の題目になつた場合、一般民衆が、この問題に對して財政通や經濟記者のやうな理解力を有する必要はない。萬一にも、かゝる問題について専門智識を有する者のみが、選舉權を行使し得るといふことになれば、どうやら私も選舉權が貰へないらしい。



一般の民衆にとつて、細末な専門智識は不要だ。たゞ種々多方面の達識者の諸説やその紹介者の言説を熟聴した上で、何れの説が最も正しいかといふことだけが、受動的な立場から判断し得る能力を備へてゐるだけで充分である。その上、種々の達識者や乃至は解説者中何れの人が真面目であるか、随つて、一般に政務を安堵して委すことが出来るかといふ所謂人格的な判断をなし得ればよい。一々の諸説を聴いてその内容の全部が遺漏なく是非辨別出来れば、尙更によいことは勿論だ。

尤も、現在の民衆が聴いて果して分別が出来るか、如何に傾聴しても理解出来な

いではないかといふ論者もあるが、問題がこゝまで来ると、根本の人生觀に關係して来る。凡そ民衆は、適當な境遇に置かれる場合には、無限にその境遇の變化につれて、その能力を漸次發展するものであるとの人生觀に立たない限り、多數決の制度は根底から崩れることになる。最近一部の人々の間に流行してゐる唯物主義的

生觀の立場からしては、決して多數決制度の合理的根據を求めることが出来ない。

人間はその環境に従つて、その能力を種々の方面に伸長するものであるといふことを信用した上で、始めて多數決制度の合理的根據が生じて来るのである。故に、絶えず一般民衆をしてその能力を發展せしめる機会を與へることが、何よりも肝要なのである。このためには、一般民衆の教養や判断能力を基礎的に向上させるための教育的設備が必要であることは言ふまでもない。しかし、一方に於いて、選挙の際には最も簡便に民衆教育を施すことが可能なのである。民衆は、選挙演説會の機會に、種々の言論を聴き、その智識内容を豊富にすることが出来るからである。それが不真面目な選挙演説であれば、却つて民衆に悪い影響を與へることになるが、それと反對に、演説者が真面目な意見を述べるといふことになれば、これ程、民衆教育の普及にとつて絶好の機會は他にないのである。

餘談めくが、現在、多數決制度に對する反對論者は、右に述べた如く一般民衆の判断能力が、未だ低度なるを以つて實施尙早なりと言ふのであるけれども、以前に



あつては、判断能力の點からではなく、封建的思想の立場から、多数決制度を反對した者が多かつた。即ち、封建時代の訓練が爲政治家の腦中を強く支配してゐた明治初年に於いて、この種の反對論が多かつたのである。一體、封建時代といふものは社會の表面が比較的平穩に見えて、しかもその底流が戰時状態であることを以つて常態とされてゐる。言葉を換へると、エターナル・ホステリティーといふのが、封建時代の社會的基礎である。平易な説明の仕方をするに、隣りと此方とが集れば必ず争闘するものであるといふ根底の上に、一國の仕組が樹てられてゐるのである。だから、他人を見れば盗人と想へとか、門を出づれば七人の敵ありとか言つて、なただけ警戒心を養成することに努めてゐる。即ち、戰時状態といふのが、封建時代の思想的根底なのであるから、階級主義の色彩が濃厚で、萬事上の者は下の者を抑壓し命令するといつた傾向が頗る強い。しかも政治上では専制々度の仕組が充分に組織されてゐる。従つて、天下の政治を多人數の人々で協議し相談するなどといふ

ことは非常な禁物として、皆の腦裡に深く刻み込まれてゐた。

かゝる状態であるから、所謂先覺者と呼ばれた人々でさへ、國內にあつては、洋書を博く繙讀して一塵に文化開明の思想を咀嚼したつもりになつてゐながら、一度足を西洋に向けて、外國の實際を親しく見聞した場合には、全く一驚を喫したのであつた。例へば、明治の大先覺者、福澤諭吉先生のものされた著述などに於いてもその點を看取することが出来る。その一節に、凡そ天下の大政を國民が徒黨を組んで相争ふといふことは果して是なりや否や、大いに疑問を挾んだ、といふ意味の箇所がある。

又、明治初年の一留學生が、アメリカで大統領選舉の實況を見て、かゝるお祭り騒ぎで政治を取扱ふ國は文明國でも先進國でもない、といつたやうな、今から思へば珍妙な報告書を本國にもたらした者さへあつた。

更に、時代を遡つて文久の末年に、初めて渡米した日本の使節等は、アメリカ



の議會に案内され、法被を着て股引を穿ち天下の政治を議してゐる、とて非常に驚愕したさうだ。村垣淡路守の行脚覚え書きを見ると「その光景は今の日本橋の魚市場の如し。是豈天下の大政を議する體裁ならんや」との文字がある。

では、天下の大政を議する徳川時代の老中會議は、如何なる形式で行つたかと言ふに、列席の諸士は各々その面上に憂色を湛えて沈黙し、言葉の上で激論が飛び合う様なことはなく、なるべく書面を以つて上席者に意見を差出すといつた調子であつた。従つて、アメリカの議會で、議員が大聲でしかも高處から演説する光景に接して驚いたのも無理ならぬ。芝居で演る大石藏之助が赤穂城の評定に際して、大野九太夫と火の出るやうな論争をしたことなどは、當時の實景で無かつたか、或は全くの例外であつたのであらう。かゝる次第であるから、明治初年に於いて、多数決制度の採用が大問題となり、極端に排斥されたのも尤ものことであつた。

x

x

x

x

右の様な三條件が凝滞なく具備實現されるとなれば、多数決制度の運用は理想的に行はれ、政治本来の目的を達成し、同時にその政治運動なるものは、一般民衆を教育しその智能品格を向上し、教化的効果を伴ふことになるのである。現在あるがまゝのやうな状態では、政治に何等の教育的効果が伴ふことなく、却つて一般民衆を墮落の淵に沈めるものと言はねばならない。世上で政治家なる言葉が、とかく響きの悪いものゝ様に解釋され、諷刺とも地方の家庭でその主人が政治家にならうとする場合、その母親や妻君は、主人が東京で道樂を始めたり検事局へ呼ばれたりしないかと心配する傾向があることは、政治と道徳とが完全に一致してゐない状態にあるからだ。

## 第二節 代議の制度

### 第一 代議制度の根據

近代政治の根本問題



凡そ代議制度とは、かの多数決制度が政治上妙用されるための方策として編み出された必然の所産であり、人間の團體生活に於いて假名善き價值——全體としては最高の價值——の發現を可能ならしめるための仕組である。即ち、政治は、多数決制度によつて運営されるのであるが、一般民衆が直接に實際の政治の衝にあたるのではなく、民衆中よりその先達として或は先覺者として選んだところの小數の政治家といふ群團に、一切の政治的事務を托するのが、代議の制度である。

成程、世俗の諺に「自分のことは自分が一番に知つてゐる」といふことがあるけれどもその結論として「自分のことは之を他人に頼んではならぬ」といふことにはならない。又、自分のことを自分程に知つてゐるものはないといふことも、一面の眞理ではあるが、他の一面には眞理ならぬ逆の場合が存し得る。卑近な例ではあるが、腹痛といふことは、自分以外の他人には感じない以上、その痛さの程度は、自分が誰よりも最も知つてゐるわけである。しかし、それを如何にして治療すべき

かに就いては、素人の自分では分るものでなく、専門家たる醫師の診断に俟たなければならぬ。つまり或る事業の認定は、それに關係ある人々の判断によるのであるが、認定された事實の上に、如何なる解決、對策を興ふべきかの問題は、特別の教養と特別の技能とを有する専門の人々の意見に聽かねばならない。團體生活に假名善き價値の發現を可能ならしめること、約言すれば價値の創成は、常に天才の事業であり、或は英雄の事業である。極めて恵まれた天分や素質を有つてをり、又頗る好條件好環境に置かれて、深い教養と多くの經驗とを積んだ人々が、價値創成の技術把持者と言ふことが出来る。斯くの如き天才か乃至は特殊の能力を有せる小數の人々を選出し、政治の實際を彼等に任すといふのが、代議制なのである。

扱、世上には代議制度を非難するの聲が相當に強い。代議制度では、民衆の要望が完全に現はれないと言ふのだ。又、甚しきは、代議制度なるものが、專制的寡人政治から自由なる大衆政治に移る一時の過渡的政治形式に過ぎないと説くものもある。



る。現在の代議制度が、美事な成果を収めてゐないことは事實である。彼等はその原因を、代議といふ制度自体に歸してゐる。即ち、代議とは、本人の意思そのまゝを執行するのではなく、又小數の人々に對する人格的信頼に基づいて、その自由裁量に任してゐるのである。かゝる間接的なしかも精神主義的な制度は不充分であり、だから之を廢して、一舉に民衆自身の裁量といふことにしようとする。けれども、一體民衆自身の裁量なることは、非常に望ましいことであり乍ら、實際にあつては常に不可能な問題である。卒直に言へば、一般民衆自身は、實際上自己に屬する問題を如何に處置してよいかを知らないのである。適當な處置を施すためには、是非とも専門家に頼まなければならぬ。斯くして可能なる唯一の制度は矢張り代議制度なのである。

代議制度は、成程專制的寡人制度の廢墟の上に發達したるものである。と言つて代議制度もやがては前者と同様の撤を踏んで没落すべきものと解するのは謬斷だ。

代議の制度は、あらゆる團體生活に通ずる唯一の政治形式であつて、それを廢止することはとりも直さず、民衆政治そのもの、廢止と言はねばならない。現在の代議制度に不満を感じるのには誰しものことだ。しかし、それを押して制度自体を維持すべからずとするのは、原因をとり違えたものである。況や、民衆自身の裁量即ち所課大衆政治の出現は、事實上不可能であり、たとへ實現するとしても、かゝる意味での大衆政治は、名は可なりと雖もその實質に於いて、專制的寡人政治の復起なるに於いてをやである。米も調理法が悪ければ胃腸を害ふ。胃腸を害ふのは、決して米が悪くからではない。従つて、適當な解決は、米食を止めることではなく、調理法の改良でなくてはならぬ。之と同じく、代議制度にあつても、今日多くの弊害を示してゐる根本的禍因は、その運用方法に缺陷があるのである。即ち、最も大切なる民衆の自由判断が毫も利いてゐないためである。政治家の施設を民衆が虚心に批判し民衆がその感ずるところを述べてこそ、正しい政治が行はるべきものなるに



事實は全くこれに逆行し、政治家に於いて豫め民衆を籠絡し、彼等をしてその主張に直従せしむるやうな奸策がめぐらされてゐるためではないか。

昔の専制政治家は、何人にも異議を申立てさせはしなかつた。現今の政治家は豫め操縦し虚勢したる民衆を巧みに動かし、自己の立場に對して盲目的な裏書きを強要する。外見上は民衆と共に事を計るの形式が備つてゐながら、その實質上は私意を以つて天下の政治を擅行するに他ならざるは、何等専制政治家と異なる點がないと言へよう。故に、今日の代議制度は全く悪用されてゐるものであり、文明を假面とする一種の變裝的専制政治の培養場の如くなつた。茲に、現在の政弊の根本的源因が潜んでゐる。では、これを矯正するの途は、代議制度を廢絶せしめることに非ずして、寧ろそれを本來の姿に戻すべきにある。

代議制度が政治上是非とも採用されねばならぬ根據は、右に述べた如くであるが眞の代議制度を運行させるためには、如何なる條件を必要とするか？ この問題を

次に説明しよう。

## 第二 代議制度をして合理的ならしめる諸條件

代議制度も、矢張り前述した多數決制度と同じくその運用方法を誤るときは幾多の弊害を招來することになる。従つて、代議制度をして健全なる發展をなさしめるためには、運用上如何なる諸條件を必要とするか？問題である。勿論、先に論じた多數決制度の趣旨が理想的に實現されねばならない。故に、第三章第一節の第三に於いて力説した諸條件を、押して以つて代議制度の必要條件としなければならぬ。だから、それ等の諸條件に就いては茲に繰返さないことにする。尙、それ等の條件以外に、必要と思はるゝ二三の條件に關して論述したい。さり乍ら、前述した箇所と重複した點があるかも知れぬが、その點は特に民衆政治一般の根幹問題と解して熟讀の勞をとられたい。



第一の條件 民衆の監督を必要とすること。

政治問題は言ふまでもなく、多數民衆の利害休戚に最も密接なる關係を有するものであるが、何が一般民衆の幸福なりやに就いて、民衆自體が確然とした意見を有してゐないことは先にも論じた通りである。成程、現在満足してゐるか、不満を感じてゐるかといふことは、一般民衆の意思に問へば直ちに分明するであらう。だが満足してゐる場合は別として、若し不満が存するならば、その原因を何に求め、如何にして之を除去するかは、少數の天才乃至は特殊技能者の意見に依らねばならない。しかし乍ら、如何に天才であり特殊技能を有つてゐたにせよ、その弊害の程度に就いては、一般民衆に耳を傾け、所謂下情に通じなければならぬ。即ち、例へば病人を診察せずして、腦病であるとか胃病であるとかを決定し得ないのと同様に、民衆と何等の接觸なくしては、民衆の不满原因を除くための方策を樹てることが出来ない。従つて、政治問題に於いては、民衆の監督——監督なる言葉に語弊がある

が——即ちポピュラー・コントロールを必要とする。政治は、要するに民衆の痛いと痒いとかに關係するからして、選ばれたる少數の人々が、之ならば適當なりと信じた點を、一般民衆の利害幸福にテストしてみなければならぬ。テストすることなくば、少數者の一方的所信をそのまま、民衆に強要することになる。「本人のことは何もかも本人が分る」と言ふのは謬論であり、そこで専門家に托することになるのであるが、専門家の方では、絶えず一般民衆に近接することに努め、彼等が何處に苦しみ、何處に不満があるかを慎重に診察をなしたる後、その病源を發見し適當の處方箋を書かねばならぬ。

右のやうな態度を果して政治家が有せりや否やを一般民衆が常に監督し、爲政治家をして獨斷的な行動に出でざらしめるやう、コントロールしなければならぬ。

第二の條件 人格第一主義であること。

政治上に於ける少數の専門家即ち政治家とそれに信頼を捧げる選舉民との人格關



係といふことが常に顧慮されなければならない。従つて一切の政戦はどこまでも人物如何の問題によつて判断されるべきである。人物に次いで始めて政策如何が問題とされねばならない。若しこれが逆で政策第一本位でゆくとすれば、現在の地方などにあつては、千軍萬馬を往來した輸入候補が横行することになる。悪ずれてゐる輸入候補などは最も排斥すべきだ。もつとも西洋の選挙に於いては、人物本位でなく政策本位でやつてゐるが、平素からの社會的道德感情が行きとゞいてゐるから、女郎屋の亭主でも何でもよいと言つた風は決してない。白耳義では、曾つて女郎屋の亭主でも何でもよいとの政策本位主義の規定を採用したけれども、その後遂にかゝる規定は國家の耻を表示するものだといふ輿論の反對に遭ひ、該規定を削除するの止むなきに至つた。凡そ政策本位といふが、現在の日本などに於いては、政策そのものが常に動搖してゐるのであるから、恒に變らざる人物を基準とすることが肝要だと思はれる。

右のやうな意味から、選挙する者と選挙せられる者との關係を人格的に連繫するためには、それに相當する制度が必要となつて来る。そこで學問上の理論としては大選舉區別を採用して多數の立候補中から一人を選べといふのは、極めて不合理な制度と言はねばならぬ。一選挙區一代議士を、二人乃至は三人の立候補者が争ひ、この中から一人を選ぶといふことにならねば、實際に適確な判断は出來ないのである。抑々、選挙とは最も信用するに足る人物を擧げる方法なのであるから、選挙區はお互ひがよく分りあつた仲間であることを必要とする。この點からしても、大選舉區制は所期の効果を充分に收めることが出來ぬ。もつとも現在の日本では、代議制の運用が宜しきを得てゐないから、その宿弊を改むるための過渡的の制度として大選舉區制には反對しないのであるが、根本的な純理論としては大選舉區制なるものが、代議制の運用にとつてふさはじからぬことを留意して置かねばならない。蓋し大選舉區制は、選挙民をして立候者の人格如何に就いて正しい判定を得せしめる



上に、不便であるからだ。

第三の條件 現在の地縁主義の缺點を補ふこと。

今日の選舉制度は、土地を單位とし、土地を縁故にして、代表者を選ぶことになつてゐる。従つて、普通に地縁代表主義乃至は地域代表主義と曰はれてゐる。封建時代に於いては、國家の富の淵源は農民層にあつた。農民自身も土地から離れることを快しとしなかつたし、又爲政者の方でも、之を喜ばなかつた。多くの場合、土地を去る農民に對しては、逃竄と稱して嚴刑を以つて臨んだ。かゝる習慣や餘弊が存在してゐたのであるから、明治維新の大變革にあひ、農業のみが國家産業の唯一のものでなくなつても、依然として土地と人間との間には、不離の絆が残つてゐた。故に犯罪者を逮捕するにしても、その故郷さへ判明すればその目的を達するこゝとが出来た。さり乍ら、かゝる封建時代の遺流は、憲法發布の頃に至つてその姿を次第に消すことになつた。履歴書の必要形式たる「東京府平民」「岡山縣士族」など

の族稱は、右のやうな次第で現在では全く無意味だと言はねばならぬ。たゞそれは土地と人間の生活とが密接であつた時代の一遺物に過ぎない。

明治初年の有力なる政治家でも「東京は出稼ぎ先で早晚郷國に歸る」といふ考へを抱いてゐたものが多かつた。西郷隆盛でも板垣退助でも、上京中に他の爲政家等と意見が合はなくなると、直ちに歸郷し郷土青年の育英に没頭した。つまり、言ひ過ぎかも知れないが、今日で言へば金儲けのために大連か上海に乗り出してゐるやうなものであつた。しかし、かゝる考へ方は漸次衰滅せざるを得なかつた。運輸機關の發達に従つて交通が至便になつた故もあらうが、同時に、舊大名が故里に割據しては統制上治安上に弊害を來すから、明治初年の時代には、彼等を東京に居住せしむることにしたのであつた。舊大名中には上京を拒む理由に苦しみ、裏面から百姓一揆などを起させ「この通り縣民が私を慕ふの餘りに、騒動までやつて、自分の上京を引きとめるから、もう一ヶ年猶豫されたし」などとの上京延期嘆



願書を提出するものすらあつた。今日になつては、たとへ郷土に歸るべしと命ずるも、それを實行する舊大名の末流が幾人あるか。明治初年に彼等を招集した時、茲に日本の中央集權の社會的基礎が確立したものと云ひ得やう。だから、若しも今日政友會が主張するやうに、地方分權制を文化的に實現しようとするならば、それは既に時機を失つした憾みがある。今から十年乃至二十年以前であれば、或は獨乙、英吉利のやうに、その目的を達したかも知れない。そして、現在に於けるやうな強大な中央集權が出現しなかつたかも知れぬ。當今にあつては、たとへ地租を地方に委譲するとも、中央集權の過大さを制肘する方便にならない。

稍々筆が他に外れ過ぎたが、扱、現在では郷里に對する關心が薄いのみならず、土地との縁故が殆んどないやうな場合が多い。北海道の者が九州に住んだり、朝鮮の者が山形縣で結婚してゐたりする事實は、隨所に之を見ることが出来る。交通機關の發達に原因することは言ふまでもない。かゝる時代に於いて、何時までも地縁

に拘泥してゐることは、果しし適當な代表者を選出し得るものであらうかといふ點が問題になつて来る。殊に、東京や大阪は一種の殖民地のやうなものであつて、しかも近隣の人々と交際してゐないのが常態である。例へば、私が本郷で選舉權を有つてゐながら、本郷の地縁には極めて淺い關係しかない。これでは、先に大選舉區制に就いて述べた主義から言つても、亦地縁關係の事實から言つても、全く無意味である。

かくて、土地との縁故といふものは、尙一方に於いて多數の農民諸君が地方にあつて極めて密接な土地との縁故を保有してゐるのであるから、全然に之を棄て去つてもならないが、又之にのみ拘泥してはならない。即ち、現在の選舉制度を地縁主義にのみ依據せしめず、それと並行して他の適當な主義を採用しなければならぬこととなる。

私が東京に在住してゐて、選舉區たる東京府第二區（神田、小石川、本郷、下谷



の四區)から、一人の候補者を選出することよりも東京市内の教育者團體を組織しその團體で選ぶといふことになれば、より適任者を選出し得るであらう。一般の諸君にしても、麻布にゐるとか麹町にゐるとかといふ地縁關係によらず、特殊な職業に基くそれぞれの團體によつて、その間から代表者を選ぶことになれば、現在よりも一層確信を以つて人格者を選出することにならう。

右のやうな次第で、制度として、地域代表主義乃至は地縁代表主義のみを以つてしては不可なることを知る結果、この主義以外に、社會に於ける各々のフアンクシヨンを基底とする方法即ち職能代表主義を加味し前者と併用すべしといふ議論も生じて来る。

職能代表制度に就いては、かの比例代表制度と共に、今この小著中には説明せず他の機會に於いて詳述したい。とまれ、この二制度は、代議制度を維持しその運用を一層圓滑ならしめるために採用さるべしと主張されてゐるものであり、地縁主

義の欠點を補ふ制度なのである。

右のやうな諸條件を具備することによつて、代議制度の理想的な運用が實現されることになる。要するに今日の代議制度は、次の問題を解決することの出来る種々の條件が備はれば、理想的に運用されるのである。

一、爲政家が、その奉ずる所を最善と信ずるのは差支へないが、客觀的に——政治的に——それが最善のものであるか否かは、その當人に決定せしめては不可である。この點に於いて専制政治は制度としての資格を缺くものだ。

二、爲政家等の確信は實際上一に歸しないことを常とする。その中の何れを採用するかに就いては、彼等自身をして決定せしめることなく、彼等の施設によつて直接の影響をうけるところの民衆をして決定せしめる。蓋し醫藥が果して效能を示したか否かは、患者自身に決せしむるより他に途はないからである。



三、決を民衆の判断によるといふことは、必ずしもその判断に誤りなしとするこ  
とではない。之によつて爲政家を刺戟し、更によりヨキ立場を發見し、又更に向上  
を促すからなのである。即ち聰明な民衆の正直な告白ほど爲政家の發達を促すもの  
はないからである。従つてそのためには、あくまでも思想言論の自由を要件としな  
ければならない。

第三 代議制度に對する認識不足に基づく弊害

現在の代議制度の禍因をば、その運用過程に究めずして、認識不十分に陥る場合  
が多い。私は、特に次の二方面に於いて痛感する。この二方面に就いては、曾つて  
拙著「無産政黨の辿るべき途」の中で之を説いたことがあるも、今尙、その當時の  
所信に何等異るところなく、一方それ等の弊害も依然として存してゐるのであるか  
ら、茲に繰り返す必要ありと考へ再説することにした。

一、議會否認論の迷躰

議會否認論の種類にもいろいろとある。その一々に亘つて今更、辟々しく反駁す  
ることもあるまい。又、その當否に就いても説明を要しないであらう。たゞこゝで  
は、議會の絶對的否認乃至はその或程度の否認の結果が如何なるものであるかを示  
すことに止めよう。

イ、議會否認の思想を前提とした場合議會に代つて成立し得べきひとつの形式  
は、茲に説くまでもなく、專制的寡人政治である。ある場合、ある時代には、或は  
哲人政治とか善政政治とか呼ばれることもあるが、要するにその本質が專制政治で  
あることには、何の變りもない。議會政治の運用墮落の結果として、西洋の一部に  
はかゝる思想が一時横行したといふ事實はある。しかも、之をすこしばかり見聞し  
た觀光客が、歸朝土産としてこの所謂反動政治に、不當の讚辭を投げかけ、中に  
は大戦後の政治難局に當るには、他にヨリ以上の對策なしなど、説く者が、昨今我



が國にも尠しとはしない。單に一時的現象としては、この思想には多少の存在理由があることを、私も認めぬではないが、制度として之を觀るとき、決して新時代の要望に伴ふものでないことは、最近の伊太利の政情に徴しても明白であらう。かのムツソリニの偉大さを以つてしても、尙遂に政權維持のためには、暴力を行使しなければならぬところに、大いに我々として反省せしむべきものが存してゐる。專制主義を前提とする以上、如何なる經倫も權力を掌握することなくして之を行ひ得ない。だが、一度、權力を手によれば、手放すまいとして持續に腐心するの餘り、動々もすると經倫の正しき實現方法を忘れ、無意識の裡に經倫自體までも犠牲にして丁ふやうになる。何故かと言へば、專制主義の治下にあつては、政權の爭奪を道徳的に行ふ餘地がないからである。

かくて、政權爭奪をして道徳的に行はしめ、その競争に勝つた人々をそのまゝ安堵して正しい者と認め得る境地は、ひとり始めて代議制度によつて、その實現が期

待されるのである。

ロ、議會否認の思想を前提としてその下に成立し得べきもうひとつの政治形式は所謂大衆政治である。代議士は信頼するに足らぬから大衆自ら政治せよと言ふのである。成程言葉は一般民衆にとつて、極めて疊惑的である。さり乍ら、一般民衆自ら政治をするといふことの事實上不可能問題たるは、前にも説明した如であつて、事の本質に於いては、矢張り二三少數の先達が一切を指導し命令するに他ならぬ。レニンの所謂獨裁政治が、明にこの間の消息を物語つてゐるのではないか。代議士は言ふ「我々は民衆に代つてその意思を代辯しその利益を伸張する」と。又大衆政治主義者は言ふ「我々は民衆の單なる奴僕に過ぎぬ」と。

言葉の意味をそのまゝ正直に解釋すれば、その二者表はすところの地位には元より雲泥の差異があると言へよう。だが「我は國家の公僕なり」と言つたフレデリック二世と「朕は國家なり」と言つたルキ十四世との間に、專制君主たるの實質に於



いて、兩人果して何の異るところがあつたであらうか。我々はその名によつてその實を誤断してはならない。一般民衆の聰明を閉ざしその良心を欺きその自由を拘束する點に於いて、今日の所謂大衆政治主義者の行動は、従來の政治家のそれと大した差異はないと考へられる。之は彼等が意識をせずしてやつてゐるのかも知れないが一旦代議制度を否認してかゝつた以上、その當然の歸結として、やがて窮地に陥るのは避け難いことである。大衆政治家がかゝる過失を犯す根本は、現代政界の墮落原因に對する正しい認識を缺くが故である。彼等が眞に民衆の利福伸張に忠實であるとする以上は、一日も速に先入の偏見を脱し、代議制度を完成することに、その努力を拂はねばならない。

## 二、在來の運動形式を請算せよ

一部の論者は、今日の議會政治が墮落してゐる原因を有産階級の政權壟断といふ點に歸す。だが、政權の分配と議會政治とは、本來相對立する觀念ではない。政權

分配の有限なるは正しく宜しくない。成程、之は政治的弊害を生じ一原因であるに相違ない。従つて、無産階級として支配權を掌握せしめんとする努力は、それ自身正しい運動と言はねばならぬ。しからば、無産階級はこの新しく得たる支配權を如何にして運用すべきであるか。この點の解決方法に當つて始めて代議制の當否が問題になる。權利の分配は、言はゞ地主から不當にその壟断してゐた米を農民の手に奪還するの問題だ。さすれば、議會政治の當否は正に米の調理法の意味にあたる。そして、調理法の得失は、地主と小作人によつて著しくその効果を異にするものではない。地主が議會主義で調理してゐたからと言つて、小作人が之によるべからずとの理屈は成立しない。議會政治の得失は權利分配の宏狹如何に拘らず、凡そ人類の團體生活にあつて、どうすれば最も正しい政治價値の發現に便なりやの點から、主とした考究されねばならないのである。一方が、嚮へば洋服にするか和服にするかの問題であれば、他は毛織物にするか木綿物にするかの問題である。徒らに



之を混同しないやう注意すべきだ。

ところが、混同するために話が絡れる。そのために、無産階級の支配権さへ確立すれば、能事終れりとする。代議制度の不徹底さを棄て、一般民衆の直接政治を樹立せよと呼ぶ。そして、この目的を到達するためには、その採用する手段方法は全く従来の既成政治家のそれと何等異なることがない。凡そ、人間はとかくに舊い習慣を棄て難いものである。新しい様式になれるまでには相當の時間がかかる。その間は、棄て去らねばならぬ舊習につきまとはれて無用の苦しみを繰り返すことが常である。従つて誤れりと見究めがつけられたものに對しては、その再現出を防ぐため殊に鋭敏な警戒を必要とするわけである。無産階級の解放に従事するものは、是非ともこの點に着眼し、一刻も早くその迷謬より覺醒せずしてはやがて恢復することの出來ぬ弊害を残すであらうことを、私は心中密に惧れる次第である。私は屢々代議制度に於いては主格の地位を正すべしと論じる。蓋し監督すべき地位にある

一般民衆が逆に盲目的に操縦されるといふことは、一切の政弊の根本的原因であると思ふからである。何と言つても、現代の政治にあつては、勢力の基礎は民衆に存してゐる。才識徳望のない者は決して永久に民衆の信望を繋ぎ得ない。そこで才識徳望を積むこと自體が、とりも直さず勢力を獲得する所以になる。在來の政治家は、この方途を辿らずして腐敗的手段によつて民衆を縛し之によつて不義の勢力を結成するといふ邪道に踏み込んでゐた。だから、そこに一切の禍惡が生れることになつたのである。苟も政治を本然の正道に導き救はんとする者は、先づこのことから清算すべきである。ところが、新興階級を背景とし、政界の廓清を標榜して起つた人々が、その勢力確立の方法として、舊式政治家の遣り方を踏襲してゐるではないか。もつとも、無産階級が支配権を独占さへすれば足れりとする所謂唯物論的革命主義者は、その採る手段方法が始めから問題に非ずと言ふかも知れない。さり乍ら、唯物論的革命主義者以外に、無意識の裡に或はこの過誤を犯してゐる者もない



ではあるまいと思はれる。何れにしても、私は現代政治の弊害が潜んでゐる根本原因に關する世上の理解が餘りにも淺薄であることに一驚を喫してゐる。では何故に斯く言ふか。

先づ私は、無産政黨の内部に於いても、大衆の支持を得る唯一の根據を才識徳望に凭めるといふ思想が頗る薄弱である事實を見て、右の如くに言ふのだ。かゝる方面に由來民衆の訓練が乏しく、在來の選舉が餘りに甚しい腐敗を示して、民間の良心を麻痺して了つてゐるから、才識徳望のみをその基準とするには多少の危懼が感じられると主張する者もある。けれども、從來の誤れる方法を何時までも採用することを以つてそれ自身大なる罪惡なりと覺醒しないでは、何處に新興階級の政治的進出を歓迎すべき理由があるか。前に述べたやうに、彼等の多數は既成政黨の例に倣つて、地盤の開拓のみに腐心してゐるやうだ。この點については既に述べたところであるから再説するの煩を避けよう。



會つて、私は、或る有力なる新聞が社會民衆黨を批評して、地盤なき空名の政黨に終ることなきかと嘲笑的態度をとつたのを見て驚いたことがある。社會民衆黨が地盤開拓の點に於いて私の與するところであるかどうかは暫らく別問題として、地盤に乏しきの理由を以つて嚴しき皮肉などを送るとは、全く意想外である。若しこれ一般の新聞が、各無産政黨の出現する毎に、所屬黨員幾萬と算へ地盤の大小を重視するが如き態度を示し、無産政黨の幹部諸君も亦之を大いに氣にして、地盤の小により危憂を分つが如きであれば、尠くとも奇怪としなければならぬ。實際政治の當事者としては、成程地盤の大小は問題であらう。けれども局外の批評家の立場からしては、地盤の擴張は常に警戒の對稱なのである。その行動の善惡に拘らず、一切無条件に自黨を絶對的に支持後援するといふ人々が多過ぎては、決して明朗な政治の出現が望まれない。それは別問題としても、無産政黨それ自體が、今より早くも既我政黨の手段に追隨して、かゝる方面に努力を傾注するのは、何として



も賞めた話ではない。否、寧ろ無産階級の政治運動の前途のために、大いに憂ふべきの理由がある。そして、この憂ふべき事態は既にその萌芽を出してゐるのであるまいか。

之等に関して私は實のところ餘り巨細な點にまで説き直ることを好まないし、又之を咎めるにも忍びない。この點に於いて、既成政黨とは全く別箇の境地にあることを知つてゐたならば、徒らなる分裂競争がなくて済んだかも知れぬ。もつとも左翼派の理論は始めから目的以外に手段方法を選ばぬのであるから仕方なしとして、妙くとも右翼分野に於ける確執又は右翼派と中間派との分立の如きは、確かに避け得られたことであらうと思はれる。表面に出た形式的理由は何であれ、右の如き分離確執は地盤の争奪といふことを念頭に置かすしては當然考へられぬところである。さればこそ、確執が起り分離が始まる毎に、必ず彼等は互ひに聲明書なるものを發して、大衆に訴へる。そしてその内容は多くの場合に於いて、醜惡なる惡罵に

あらざれば、執拗なる宣傳ではないか。事實を明かにし、民衆の良心に懇へ、その充分なる判断をまつて、黒白を天下の公壇に争ふといふ態度は毛頭もない。試みに彼等の喜んで慣用する二三の用語を見よ。曰く、全無産大衆の要望を裏切り反逆的行爲。曰く、徒らに無内容なる社會的公正を振りかざして無産大衆を欺瞞する。曰く、ブルジョア政黨と結掩し或は之に資金を仰ぎ巧みに無産大衆を彼等に賣りつけんとする。即ち、彼等は一から十まで、相手方を惡罵することにより、自家の勢力を張り、民衆の盲目的來投を誘はんとするものである。この戦術は既成政黨が從來幾多の泥仕合に於いて遺憾なく醜惡をさらしたそれではないか。敢て問ふ。彼等は民衆の總明を誘惑しても可なりとするのか、又かゝる方策で誘惑し得るものと、始めから民衆を愚弄してゐるのであるか。惟ふに民衆は既成政黨の泥合戦に對して全くその愛想をつかしてゐる。新興階級の——乃至は新興階級のための——政治運動に對しては、從來の既成政治への反撥として、實は今尙、過分の好意と同情とを寄



せてゐる。それだけに多少の過失も大目に見られてゐるやうであるが、早く反省するところなくば、何時までもこの寛大を恃むことは出来ない。さらに、自信のある堂々たる態度に出て来られぬものか。切に諸君の反省を乞ふ次第である。勿論、無産政黨の幹部にして、萬一にも既成政治家の如く私利私慾に眩惑され墮落してゐる者ありとすれば、實に彼等は民衆の名に隠れて民衆を毒する者であり、指彈さるべきものと言はねばならぬ。

### 第四章 民衆政治の確立を可能ならしめる

#### 基本的施設

前章に於いては、純政治問題を制度の視角から説明した。即ち、如何なる保障を以つてすれば、政治上常に最も妥當なる意見や方策が實現するかの問題についてとあつた。そして、その結論として多數決の制度と代議の制度が、是非とも必要であることを知つた。成程、實際上の順序としては、制度の樹立といふことが先決問題である。けれども、政治の正常な發展は、決して制度だけで事足りりとする事が出来ぬ。そのためには、制度に對應した適當なる施設を常々整備してゆかねばならぬ。従つて本章に於いては、施設の方面から純政治問題を考察し、如何なる設備の下に、妥當なる意見や方策の出現が相繼起し得るものなるか、又はその相繼起することを助長し得るものなるかに就いて検討しなければならぬ。



第一、基本的施設としての社會改造

凡そ社會萬般の事象に就いて、之を正道に導くためには、事の性質上、そこに二つの途が岐れるであらう。即ち、一は全然これを精神問題乃至は魂の醇化といふことに放任してよい場合である。又他の一方に於いては、種々の諸制度（この場合の制度とは政治の基礎的の制度としての代議制度、多數決制度と區別して理解して貰ひたい。つまり所謂制度であり、敢へて言へば、かの基礎的の制度に對する派生的の制度、純政治的の制度に對する社會的の制度の意味である。一を改廢することなしにはこれを行ひ得ない場合がある。

例へば、家庭生活の改善の如きは、前者に屬するものであつて、隣家の主人が、下女や妻君を冷遇し又大飲酒家であるから、自分も之に是非倣はねばならぬといふことにはならない。實際上隣家の主人の態度習癖如何に拘らず、自己に於いてのみ

矯正しようとするれば、容易に之を實行し得る。畢竟、かゝる問題は個人的の問題であるからして、社會制度を改めなければ目的の實現不可能だといふのではない。教育の改造、道路の改修とかの問題にあつては、個人のみによつて之を果すことが出来ないが、或程度の勸説によつて、他の人々を納得せしめて之を實行に移し得る。さり乍ら、當人の覺醒や勸説のみによつては、その考案が如何に正しくとも、容易に勵行し得ない問題がある。即ち、その問題が改革されず幾多の弊害を流してゐるといふのは、決して個人の原因からではない。言葉を換へると、かゝる問題は個人的問題ではなく社會的問題である。假に茲に開明的な一人の資本家がありとす。現在の彼の遣り方に不満を感じて覺醒したとする。そこで、勞働者に對して文化的生活を享受し得るに足る賃銀を支給しようとしても、競争相手たる他の資本家達が一齊にかゝる態度に出ない限り、その結果は彼の事業が自滅することとなり、以後、一箇の事業家としての地位を持続することが出来なくなる。右のやうな資本



家は減多にないが、假にあつたとしても現在の社會制度の下にあつては、彼の覺醒は全く無効果に終る。従つて、資本家は悔の改めるといふ氣にはならなくなるし、遂には自己の偏頗な地位を自覺することも出來ず、制度に墮られて所謂資本家根性に固定し、自己の屬してゐる階級に對する一面的觀察にのみ捕はれ、全體としての物の本質を理解しなくなる。かゝる傾向や状態を避けるためには、是非とも新しい社會制度を採用し、舊き社會制度に代らしめねばならぬ。これが後者に屬する例である。

扱、先に述べた政治上の基本的制度が、凝滞なくその全效用を發揮するためには種々の施設を必要とする。即ち、妥當な意見や方策が相繼起し得るための礎地如何の問題で、大體として精神の醇化のみを以つてしては實現不可能な場合に屬する。そこで諸種の社會制度の改廢といふことが議論されるやうになる。そして、右の問題が社會改造の名に於いて總稱されるに至つたのだ。だから、社會改造とは、政治

上の基礎的の制度に對する、基礎的施設如何といふ事柄であると解してもいいわけである。

社會制度の改造と言つても、その範圍は頗る大きいし、従つてその中には幾多の方面がある。けれども、大體に於いて、社會改造の努力の對照となつてゐるものは勞働資本の階級問題と國際關係問題との二つに歸することが出来る。

概して、今日多く唱導されてゐる改造論は、惡弊の養成場となつてゐる諸種の社會制度を改廢して、その上に新しいそれを作るといふのである。従つて、單なる改革ではない。單なる改革といふならば、ソシアル・エヴオリユーションであるか、現在のはソシアル・リコンストラクションなのである。根本的に改廢しようといふのであるから、たゞ膏藥張りに此處は短いから長くしよう、其處は長いから短かくしようといふ體の瀾縫的なものではなく、根底的改革の主張である。けれども、舊諸制度に代るべき新諸制度の具體案に就いては未だ充分にして確乎たる體裁を完備



してゐるのではない。だから、今日社會改造といふことが世界の輿論となり、改造の必要については大多數人が之を賛同してゐるのであるが、来るべき改造の實行に就いてその方針が明瞭でなければならぬ。さなくば、改造論は單なる机上の空論に終つて了ふことになる。全體の上に氣運の熱しない間は、改造は宣傳の時代であつて、實行には至らなかつた。ところで今日は如何と言ふに、現實問題として改造の氣運が動きだし、宣傳時代から實行時代に入つたのである。實行時代が到來した以上は、その方針を明確にしなければならぬ。ところが、その方針について、後に説くやうな唯物的立場を固守するものと、理想主義的立場を主張するものとの二主流が生じた。一時は前者が風靡した觀があつたが、現在では後者の方が一般民衆に納得されるやうになつたのである。

もつとも今日の社會諸制度は、依然として小數の特權階級乃至は資本家階級がその中樞にあつて、改廢を妨げつゝある、彼等が反對する以上、改造は容易に實現さ

れないのである。けれども、改造に對する一般民衆の要求が熾烈なのだから、今日の改造論は小數者の意見とは一致しないが、多數者間には一致してゐるわけである。多數の要求と小數の要求とが合致しない。そこで、改造の要求は、或る意味に於いて小數者に對する多數者の警告となり、他の意味に於いては、多數者の中にも充分自覺しない者があるから彼等に對して、道義的覺醒の喚起といふこととなり、全體としての力——小數者とは不幸にして相納れぬが——を背景として、その改造が前進しつゝある。しかも氣運に對して逆行しようとする小數者に對しては、さゝやか乍らも社會的制裁なる形式さへが崩し出して來た。かゝる改造の氣運は、かの歐洲大戰を機縁にして、茲に勞資關係及び國際關係の方面に於いて、著しく擡頭したのであつた。

凡そ、國際關係の改造運動は動もすれば、勞資關係の改造運動に従事するものから、輕視される。場合によつては、反對される傾向さへある。國際關係の改造、も



つと單純なる言葉を以つて言へば、世界の平和のための運動が輕侮され、熱情の對象とならないことは、隠すことの出來ぬ事實である。蓋し、その理由とするところは現在國際方面の改造に直接從事してゐる者は、ブルジョワ即ち勞資方面の改造から見れば改造を欲しない人々が多いし、又國際方面の改造に従事してゐる者から言へば、根本的な改造運動に追従し得ない故を以つて、勞資關係の運動者と相掲携出來ずとする偏見に患はされてゐるからである。又、國際方面の改造に従事してゐる既成政治家の中には、意識的にその方面のみの改造を重視し、兎角民衆の眼を對外關係に轉せしめ、自己の階級的利益には得策でないところの勞資關係の改造を制肘しようとする者もあるからだ。一體、狡猾なる既成政治家は、かゝる奸策を關するものである。國內に民衆的運動が起ると、直ちに對外方面に民衆の注視を奪め、該運動を阻止しようとする。蓋し、民衆は對外問題については、昂奮し易いものであるからだ。

さり乍ら、勞資並に國際の二改造運動は、その本質を考究してみると、兩者間に共通物が存在してゐることを知るであらう。即ち、兩運動はその發生的の姿に於いて、民衆の自覺、民衆の一種の道義的自覺から生じたといふ事實に覺めることが出来る。換言すれば、兩者は共に文化運動としての同一の根底から出發したものである。このことを忘れ、兩者を一致し難きものと斷ずるのは、據つて立つところの立場に動搖があるからだ。

## 第二、貧困原因の變遷

一體、勞働問題乃至は社會改造問題とかい、提起される動機を見れば、貧困の根絶といふ點にある。貧乏人が多ければ人心が荒んで政治が順調に行はれない。従つて對貧乏人問題に就いては、往時から種々論議され實行もされて來た。その最も機械的な解決方法は、一時財産を政府で沒收し、再び之を公平に均分することであつ



た。之に類した事は支那の區分田の制度が擧げられる。日本に於いても、大寶令時代には、班田收授の法といふのがあつた。かゝる考案はおそらく當時の理想であつて、充分に實行されなかつたであらう。だが當時の爲政家が如何に貧困問題の解決に頭を悩ましてゐたかを知るよすがである。

ところで、貧困の原因は何かといふに、十九世紀の初葉を境界線として、二箇の型に分けることが出来るのである。十九世紀以前に於いて、貧困の原因は先づ大體個人的であつた。即ち當時の貧困原因は、不運か或ひは怠惰に歸することが出来た。妻君が死に親が死にその上子供が病氣で、葬式と藥代との費用倒れで貧乏したとか洪水火事にあつたために貧乏したとかは、不運の場合に屬する。しかし、之は極めて稀なことであつて、貧乏の原因は大體に於いて、後者の場合即ち怠惰といふことに起因した。そこで先づ眞面目にさへ働けば衣食住には困らず、若干の貯へさへが可能であつた。例へば、十錢の葉を買つて假に草鞋を五足作つたとする。この場合

この五足の草鞋は、十錢の資本と加工賃とから成つてゐる。そして加工賃とは當時の社會が認めてゐる報酬といふものである。だから當時の社會が五足の草鞋に對して約四十錢の報酬を普通としてゐるとすれば、賣上額總計五十錢で、資本も加工に對する報酬も草鞋製作者の掌中に入る。しかし、貧乏の原因が個人的である限り、アントンメンガーの言つた勞働全收權といふやうな意味のことが大過なく行はれる、働けば働くだけ生活が豊かになるといふ状態である。従つて「勉強しろ、怠けてはならぬ」とか「稼ぐに追ひつく貧乏なし」とか「塵も積れば山となる」とかの教訓をさへ與へて置けば、大抵の貧乏問題は解決することが出来た。だから貧乏人になつても、本人の心がけひとつでその苦境から脱出することが容易だつた。つまり貧乏人にも前途の光明があつたわけである。勤くとも當時の貧乏問題は道德問題なのであつた。日本にあつても、徳川時代などには、二宮尊徳の教が廣く宣傳され、又實際上、彼の如く正直であり勤勉でさへあれば、個人としても社會としても次第



に富み榮えたのであつた。成程、その當時の世界にあつても、右のやうな考へ方方法に反対したものがあつた。その代表的第一人者はマルサスである。彼は人口の増殖率が食物の増加率よりも低いから、早晩に人類の生活が行き詰りに當面するであらうと主張した。けれども、彼の説は一つの傾向としては首肯出来るが、それを妨げる種々の條件が存在してゐて、現在に至るも實現してゐない。

一方、十九世紀以後になれば、かの産業革命のため産業組織が全然従来と一變し資本主義經濟組織の現出となり、その必然的結果として、夥しい賃銀労働者が巷に溢れ出た。賃銀労働者とは、畢竟、自己の労働の成果たる富の大部分を資本家に奪はれ、自分の懐へは至極限られた一部しか入らない立場に置かれた人々である。それも生活を維持するに充分な収入があればいいが、大體それ等の人々は資本家に使用されなくては、今日の生活を暮し得ない經濟的弱者であるために、賃銀の決定権は資本家の一方的獨占に歸して了つてゐて、餓死しない程度の賃銀しか獲

得することが出来ない状態にある。契約の自由といふが、單にそれは形式的なことで、契約の内容如何を定めることは、全く資本家の意思に懸つてゐる。大體として資本家の労働者に對する賃銀支拂の標準は、何程の富を幾時間で作るかといふ點に非ずして、労働者が生活するに如何程の費用を要するかといふ點によつて定められるのである。

私は右の事情をもつと適切に表現するために、一つの比喩を用ゐよう。春、五月の頃と假定しよう。日比谷公園を一人の老人が散歩してゐるとする。散歩だから歩くのが本當だが、この老人元來身體の調子がすこし悪いので、歸途だけは俵賃さへ安ければ、人力俵に乗つてもいいと考へてゐる。かゝる散策に適した陽春の候には俵屋さんにとつては客が来た時だ。幸ひ向ふを顔色の勝れぬひよろ／＼とした老散歩者が通る。俵屋さんにして見れば、今夜の飯代にも困つてゐる。この客を逃がせば飯が喰へない。客の方は、病人といふものゝ、是非乗らねばならぬといふ程度では



ない。だから、安ければ乗らうとして俵賃を値切る。一方、俵屋さんは飯代にも差支へてゐるのだから、全力を注いで乗せようとする。かかる場合、日比谷公園の入口から東京驛まで白銅一枚で往かぬかと言へば問題にならないが、假に通相場が四十銭である場合、客が二十五銭を主張したとすると、俵屋さんは馬鹿くしいと思ふが、夕飯のことを考へて仕方なく二十五銭を承認することになる。そこで、俵屋さんは梶棒をとりあげて東京驛へむけて走り出す。

凡そ、今日の賃銀は、右と同じやうな状況の下に決まるのである。つまり労働者の賃銀は、彼等がやつと飯にありつける程度に落ちつくのだ。何故ならば、資本家は相當の資本を擁してゐる上に被傭希望者は山のやうにあるのだから、賃銀を出來るだけ値切つて、今日も十二時間、明日も十二時間、働けるだけの生活費を支拂ふに過ぎぬ低額まで引き下す。飯の喰へ方が足らず、明日は八時間位で明後日は四時間位で働けなくなつては、資本家の損になるので、今日も明日

も明後日も十二時間宛働き得る食物代をやるがそれ以上は支給しない。實際のすべてが斯うまで極端でなからうが、一般の傾向は何と言つても右のやうな次第である。マルクスの言葉を用ゐるとメーグリツヒ・ミニマム、英語ではポツシブル・ミニマム即ち想像し得べき最低額で賃銀が決まるのだ。だから、マルクスは次のやうな意味のことを言つてゐる。

——資本家は經濟的强者の地位にあり、労働者は經濟的弱者の地位にある。契約の自由といふが、労働者には食はざることの自由はない。是非とも食はねばならぬところの生理的限界がある。そこで契約内容の決定は、全く資本家の一方的意思によつて値切り得るとん底の點で定まる——

これは、マルクスが産業革命當初の英吉利の材料で證明したものであり、従つて當時の賃銀状態が頗る劣悪であつたのだから、實際の學說としてこの證明が當を得たものかどうかわからないが、近來の産業組織下に於ける賃銀決定諸要素中の一要素



としてかゝる傾向の存してゐることは、之を認めざるを得ないであらう。最低の生活費といふのが賃銀を決める標準になる以上、喰へば一文も残らないわけである。つまり、如何に正直であつても如何に勤勉であつても、一生金持になる筈がない。「稼ぐに追ひつく貧乏なし」が逆になつて、「貧乏に追ひつく稼ぎなし」といふことになつたのだ。換言すると、貧乏の原因が、個人的責任を離れて社会的なものとなつたのである。従つて、マルクスによつて、貧乏の原因が明瞭につきとめられたのであり、マルクスの社会主義を科学的社會主義といふのは、この點からである。

### 第三、舊型の社會改造思想

#### イ、舊理想主義的社會改造思想

産業革命以後の貧困問題は、道徳的觀察點を離れて制度的立脚點から、取扱はれるやうになつた。さり乍ら、産業革命の進行過程にあつては、——十八世紀中葉か

ら十九世紀の初頭にかけて——思想家哲學者にして社會制度の改廢といふ點に着眼し得なかつたものが相當にある。唯漠然として産業組織の變革、生産様式の變化につれて、貧乏人が漸次増加して困るといふ位しか考へられなかつた。つまり、貧困原因を明確につきとめることが出来なかつたのである。その代表者は、かの基督教會であつた。彼等は依然として人間の精神さへ救済すれば、パンの解決がなされるものと解してゐた。従つて貧困問題を飽くまで道徳問題の範圍内に閉ぢ込めた觀があり、社會制度の改廢については消極的な態度を採つてゐた。しかも産業革命の弊害が如實にみられるやうになるにつれて、一般民衆は貧困問題にいよ／＼悩まされ新産業組織を呪咀するやうになつて來た。この時流の氣運にも拘らず、基督教會は舊態を脱せず精神至上主義で押し通し反省するどころか、社會制度改革論者を異端視した傾向さへあつた。だから、斯る型の舊理想主義は當然の運命として、社會制度内に禍因が潜在せりと認識する社會改造論者によつて排斥され信用を得なくなつて



了つた。茲に後者に屬する人々は、基督教を始めとして一切の宗教運動を冷眼視することとなり、舊理想主義者と社會制度改造論者との間に、近接し難き溝壑が横たへられたのである。

しかし社會制度改造論者の中にも、同情的立場にあつて基督教を擁護した人々があつた。彼等は、基督教そのものを抹殺することなく、寧ろその缺點を補ひ、基督教の精神によつて社會制度の改造を志したのである。英吉利のロバートオウエンや佛蘭西のフリーエーヤサン・シモンの如きは、之に屬する人々と言へよう。殊に右の三者中、サン・シモンは可成大規模な方針の下に、救貧問題を解決しようとした。彼は自然科学を探究することによつて、人類生活の物質方面を幸福にしようとなつた。従來の基督教は、人間の靈魂や精神の救済のみを計つたのであるが、物質方面の幸福を看過した點に欠點がある。彼はかく信じたが故に、従來基督教が着手しなかつた物質方面を開拓し、人類の物神二方面の幸福を實現しようとした決心した。

で、彼は、自己の主張に新基督教と命名し、一種の宗教的團體を組織した。即ち、基督教に倣つて十二名のデポートル・メン（使徒）を彼の周圍に作り、彼は天主教會に於ける羅馬法主といつた地位に就き、その下に役員や教會を設置し、宗教的法衣をまとつて一種の儀式下に、その主張乃至は教理を傳道したのであつた。彼の教理の根底を要約すると「魂と同時に肉體を救はねばならぬ」といふ一點に歸すことが出来る。しかし、尙舊理想主義の悪影響に染んだ點を多分に有してゐたことは事實である。だが、彼の下に種々の思想家や學者が相當集つた。先づ、人類の便宜のために地中海と大西洋とを連絡すべしといふので、佛蘭西・西班牙間にあるピレネー山麓に沿つて堀割を計畫したが、大規模に過ぎて之は失敗に歸した。次いで、スエズ、パナマの兩運河の開鑿を企圖した。パナマ運河は之亦失敗に終つたが、スエズ運河の方は、彼の下に當時活躍してゐたレセップの手によつて成功した。哲學の方面に於いても、サン・シモンの弟子であるオウギユスト・コントが、かの「實證



哲學」なる大著述をなしたことは人の知るところである。

右に述べたる如く、サン・シモンなどは、基督教の缺陷を補正するといふ同情的態度を採つたのであるが、多くの社會制度改造論者は彼の所説に賛成しなかつた。寧ろ當時の唯物的思想と相結んで、理想を排斥し理想的向上を反對し、人間生活を全然物質的に解釋し、社會制度萬能論に與した。斯うなると基督發會の方も、反動的に社會制度の改造に冷淡になる。又一方、社會制度の改造を説く以上は是非とも基督教やその他舊理想主義論を、全然否定しなければならぬといふやうな考へ方が流行し、反對せずともいふ點まで反對して、理想や精神を抹殺するといふ立場を居しなると、社會問題研究者になれないやうな氣運を誘致した。例へば髪を長くしないと畫家になれぬやうに考へ、未だ碌に畫筆の運べない頃から髪を長くする。繪を畫くには、髪が長くなるともいふ。髪が短くとも畫家たるに何の差支へがあらう。之と同じやうに、唯物的な見解を探らないと、社會改造の急先鋒として資格かないかの

やうに考へられたのであつた。

尤も、基督教側に於いても、やがて社會制度の改造に着眼する者もあり、教會の内部的反對にも不拘、次第にクリスチャン・ソシアリズム即ち基督教社會主義なるものが、獨逸、埃太利、英吉利等の各國に現はれて來た。それ等は各々内容に多少の相違はあるが、矢張り基督教の立場から社會制度の改造に着手しようとする點では互ひに共通してゐる。

#### ロ、唯物的社會改造思想

十八世紀から十九世紀にかけて舊理想主義的改造思想に反抗して唯物的改造思想が流行して來たことは、前項に於いてすこしく説いた。殊に十九世紀の中葉以後にあつては、唯物的哲學が歐洲の思想界を風靡した觀があつた。従つて社會改造思想が唯物的傾向に偏重したのも無理からぬことであつた。

唯物的見解に従へば、人間に理性などとはなく、人間を靈能の動物とするのは



錯誤であつて、人間は儘くまで單なる動物とされてゐる。かゝる自然科学的思想の非常に旺盛である時代に於いては、社會改造思想もこの影響を著しくうけた。だから、人間は自分の靈能や理性でその運命を開拓してゆくのではなく、他の動物と等しく理性などは存在せず唯本能のみを有つてゐるに過ぎないのであり、従つて、倫理的選擇によつて生活するものには非ずして、單に自己の本能がその境遇に順應する、と解された。即ちアダプテーション（順應）以外には、人間が進歩したり變化したりする途はないといふのだ。故に、人間は境遇の如何によつて左右される、物質的條件を變更することを以つて、人類の全問題だと考へられたわけだ。そこで制度萬能論即ち社會制度の改廢によつてのみ、社會改造が容易に實現し得ることを主張した。人間が罪惡を犯すのも結局は、社會制度のためであつて、若し人間にして衣食住に満足が與へられるならば、世の中の一切の罪惡が消失すべしとの倫理觀を樹てたのであつた。そのために、當時の社會改造論を唱導する人々は、このやう

な立場にあつて、社會改造を力説したのである。

尤も、右のやうな唯物的社會改造思想が當時の主流をなした原因は、或意味では前述の如く當時の自然科学の勃興、唯物哲學の發達によるものと言へるが、又他の意味に於いては、前代に於ける極端なる舊理想主義即ち精神至上主義に對する反抗であるとも言へる。

扱、かゝる唯物的社會思想は、過般の歐洲大戰以來、再びその頭を擡げて來た。だが、思想自体は、既に前世紀の後半に於いて説きつくされ批判しつくされたものである、といつても過言ではない。それが何故に再起したかと言へば、歐洲大戰によつて社會改造の必要が切實に迫つたのであるから、社會改造論者は然るべき武器を探し求めた結果、一時の糊塗手段としてレディイモードの唯物論的社會改造思想を採用したからである。この種の改造論は最近まで日本に於いてもその優勢を示したのであつたことは、諸君の熟知されるところである。



唯物的社會思想は、何といつても制度萬能の弊に陥つてゐることを認めざるを得ない。舊理想主義が精神至上論であれば、唯物主義は物質至上論であり、共に偏重してゐる點では共通してゐる。環境の改變を唯一最高の目的とするところから、現實的な見解に反對することは論を俟たぬところだ。環境の改變を唯物的にのみ解釋する以上、現實の全部的否認を意味する。だから、現實とすこしでも觸れ合つた改造策は、寧ろ改變の徹底を妨げるものとする。それ故に、或一定の方針を指示してその無條件的遵奉を強要し、之に對する現實的な批評は毫も許さない。まして彼等の説くところは、既成の環境さへ變更すれば、必要な環境が直ちに必然に現出するといふのだ、一刻も早く新社會を創り出し、社會改造の實效を擧げようと焦慮する。従つて、彼等は新社會の出現を非常に忙ぐこととなる。その結果として特異な戰術と稱するものが、偏頗的に發達する。茲に至つて、彼等は目的のみを尊重して手段の倫理的價值などを考量に納れないことになる。かくて、唯物的人生觀

は必然に破坦的的人生觀を生むのだ。

唯物論的社會改造思想に従へば、社會制度の變改、環境の變更さへが行はればいゝのだから、その間の犠牲や損失は問題でなくなるわけだ。その故に、唯物的社會改造思想は、必然に急進主義の缺陷を備へてゐる。

假に諸君が大阪で是非果すべき要件があり、そのために東京から汽車で下坂するとしよう。大阪に到着しない限り、その目的を達しないのだから、途中の旅で無一文になつて了つては、大阪で交通費にさへ差支へてることになる。結局、大阪で本式の要件にはとりかゝれない。これは個人問題だが、之と同じやうに、社會改造といふことも今日の急務であるが、その途中の手段についても前後を考慮してやらなければ、その改造は單なる破坦に終り、何等建設的なものにならない。不幸にして時代の潮流が著しく反動的であつたために、改造問題が容易に解決し得ず、唯物的社會改造思想が一種の狂熱性を帯びて現はれたのであつた。従つてその手段も



常態を離れた狂熱的のものであつた。その點については、幾分同情すべき點もあるが、本筋から言へば矢張り軌道外れと言はねばならぬ。例へば、マルクス主義なども論すべき點もあるが、イズムとしては大したものではない。その實現のための手段に常に一定の限界をつけなければならぬのだ。日本當局では、主義を論ずるものと實行をなすものとを兎角に混同するが、主義の探究は大した問題でなく、たゞ主義を實行する手段が問題になることを忘れてはならぬ。だから、取締の對象は、その手段でなければならぬ。又一方に於いて、目的を實現するために手段を選ばぬといふ戦術を重要視する以上、今日の共産主義運動は、悪い意味に於ける軍國主義であり、儲かりさへすれば他人の迷惑を顧みないといつた成金の精神と言はねばならぬ。日本に於いても、社會改造の問題について、一部青年間で所謂共産主義的戦術といふことが、露西亞革命運動に模倣して相當行はれた。露西亞には種々の客觀的條件からしてその存在理由があつたであらうが、日本にはかゝる條件など存在し

てゐない。従つて、これは一時の流行に過ぎず早晩消滅するものであるが、それと反對に社會改造の必要自體は益々痛感されてゐるのだから、改造問題が根底的に消滅するやうなことは斷じてない。

#### 第四、新理想主義的改造思想

新理想主義と言つたのは、舊理想主義と區別するため便宜からである。新理想主義といふよりは、寧ろ本來の理想主義といふ方が正しいかも知れぬ。私は、普通に何の形容句をも附せずして、單に理想主義と呼んでゐる。

凡そ今日解決されねばならぬ問題は、一は資本主義の文化からの解放であり、一は國家主義の文化からの解放である。詰り、金と武力との文化から解放され、人格の自由を開展して、茲に人間としての文化を樹立しなければならぬのである。否、これは改造の理想であるといふよりも、歴史的立場から又世界の現勢からさうな



のである。しかも、改造思想としては、前章で述べた唯物的思想を以つてしては、その解決が不可能なのである。この型の改造論は、特に日本に於いて無批判に受け納れられた観がある。成程、改造の必要に迫られて一時は間に合せの代用物として之が採用されたのであるが、もはや之では満足され納得されなくなつて来た。何故ならば、舊い改造論に従へば、社會制度のみが人間をつくり、人間の精神を生み出すのである。従つて社會制度が、人間の靈能乃至は精神の元來自由奔放なるべき活動開展を妨げてゐるのだとする方面の觀察が存じてゐない。畢竟、制度と文化との關係に對する今日の見解は、舊い改造論とその立場を異にしてゐる。古い改造論に従へば社會制度が文化を作り出すことになつてゐるが、今日の見解に従へば決して社會制度が文化を作り出すことになつてゐない。文化を作るものは、矢張り人間の精神であり靈能である。唯人間の精神や靈能が自由に文化を開展せんとするに當つて、社會制度がその開展を阻止するのである。例へば、資本主義が之を妨げ、國家

主義が之を妨げてゐるのだ。資本主義的文化、國家主義的文化といふものは、その偏つた文化の不秩序なる開展のために、人間の能力の他の方面、即ち他の文化の開展能力を犠牲に供してゐる。今日の國家生活に於いて、その主たる理想としてゐるものは富國強兵である。この富國強兵といふことのために、如何に人間の文化推進能力が犠牲にされてゐるか、これは諸君の既に經驗し充分理解したところである。そこで今日の社會的制度が明かに文化の自由開展を妨げるといふことに何の疑問もない。しからは、文化創造の根源は何處にあるかと言ふに、それは決して外面的な制度には存在してゐない。そのために、我々がとる途はその文化源泉を探つて再び理想主義に歸らねばならない。と言つても、その理想主義は舊い理想主義即ち精神至上主義への復歸を意味するものではない。その差異點は、文化と制度との關係について密接なる連繋性を認めるか否かの點にある。新理想主義は、舊きそのやうに決して精神偏重を主張するものではない。さり乍ら、かの唯物論的主義のや



うに、社會制度そのものが文化をつくりと言ふのもないことは、本章に於いて前  
述したところだ。従つて、制度の重要性を認めるが、制度以外のものを放擲するの  
ではない。唯だ文化の自由なる開展のために障害となるからして、社會制度の改廢  
を重要視するのだ。それ故に、我々の實際運動の實際上の順序としては、社會制度  
の改廢が先決問題であるが、論理上の順序から見ると制度の改廢は害る第二義的の  
ものであつて、眞の改革は、我々の人格の沈露、靈能の發展方面にある。若しこれ  
を實際政治の政策から言へば、言論の自由をどうするか、思想の問題をどうするか、  
教育方針をどうするか、文藝技術の保護獎勵をどうするか、の如き所謂文化的政策を  
尊重するのである。それとともに、社會制度の改廢に就いても之を重大視すること  
は勿論だ。

提、社會制度を極めて重要視し、これを實際政策上の先決問題にするといふ點で  
は、唯物論的主義も新理想主義も、外觀何等の差異を示さない。だから、社會改

造の必要が急迫した最初の時代にあつては、現前の強力なる敵と戦ふために、改造  
論の新舊如何を問題とせず、兩者は相提携したが、愈々その運動の歩を進めて、現  
存の社會制度に效果的な銜先をむけると同時に近き將來に於いて建設の事業を着眼  
するに至つては、兩者各々その根本精神を異にしてゐることを強感した。破垣に際  
しては、根本精神の相異は重大でないが、建設に際しては、以前に述べた如く兩者  
その手段方法を異にしてゐる以上、相提携することが不可能といふことになつた。  
従つて、改造論者の間にも、何れの根本精神を採るべきやに就いて反省するやうに  
なつた。そして、現在に於いては一般の傾向として、新理想主義の立場をとる改造  
を後援し理解するものが、次第に増加して來た。即ち、舊い改造論の立場を斥けて  
新しい改造論に主力が注がれるといふ傾向が顯著になつて來たのである。  
要するに、舊改造論に従へば、改造は社會制度の變改によつてのみ到達し得ると  
いふのであるが、その手段は問題でない。だが、新改造論は、制度の改造を必要と



すると同時に、改造の手段を如何なる方針によつて行ふかを着眼し、その健全なる實現を計るのである。そして、その方針は、人間の靈能の自由なる開展を豫想し、その開展を重要な要素と認められた。之、新理想主義の立場に足をおいた方針なのである。

尙、國際關係の改造に就いて別に論述すべきであるが、之は他の機會に譲らう。たゞその根本的精神は、矢張り新理想主義であることを言ふに止める。

### 第五、結 論

凡そ樹を植えて良き實を結ばしめんとするには、次の三條件が揃はなければならぬ。第一はその樹の種を吟味すべきであり、第二には種子を育くべき地質地盤を考慮すべきであり、第三には裕かなる光熱を必要とする。文化の發展乃至は價値の創成に就いても亦之と同じやうなことが言へる。

一、種子に關する問題については、文化發展上から言ふと、人間の素質如何にあたる。しかも、茲に自然的觀察と理想的觀察との岐れ目が注意される。動植物の種子は、進化論などの示すが如く、どこまでも自然科学的因果律の支配を脱することが出来ない。惡質の種子より良果が得るの見込は絶対にないから、良果を獲んとする者は常に良種を選択すべく注意する。加之、これ等は人類の食用又は愛玩用等々のために必要なものだから、それ自身に於いて目的を有することなく、性質の良否によつて選擇を嚴重にすることは差支へないことでもあり、又必要なことでもある。往時の人間社會にあつても、右と同じやうに、人民が國王貴族の用をなすものと考へられたことがあつた。この時代には、支配者が恣に人民の部族を分ち、その間に待遇の厚薄を附した。さり乍ら、今日は既にかゝる身分的差等はなくなり、所謂四民平等の世の中である。すべて、人間はそれ自身目的の主體であると定められてゐる。素質の良否を分割して、その待遇を異にすることは許されぬ。強き者



にも弱き者にも、各々その所を得せしむるが、之近代デモクラシーの一特徴である、更に一層つきに進んで考へねばならぬ事は、現代の思想は何故に質の良否を分割するを許さぬかの點である。それは他でもない。人類にあつては、他の自然物の如く遺傳その他の自然的因果律に支配されるといふ方面よりも、彼は單に人類なるが故に本來無限に發展向上することが出来るのであるとされ、この可能性を有する點に於いて、萬人が平等と認められるからである。次に述べる如く地質地盤が悪いために又は光熱に浴すること薄かりしのために、人類の中には充分伸び得ずして終る者もあらう。しかし、彼等が若し順當なる環境の下にあつたならば、必ずや人類としての本來の面目を發揮し得た筈だ。自然物のやうに、親が乞食であつたから、その子供もどうせ碌な者ではないといつたやうな因果的約束に縛られるものではない。人格の本質に於いて甲乙優劣の差異ある筈がなしとするのは、即ち現代の理想的的人生觀だ。故にこの立場からすると、たとへ人類がそれ自身目的の主體でないとい

しても、質の良否を分割し選擇するの必要はないわけだ。成程、優生學の要求の如き問題はあるが、大體文化の發展については、種子の良否が因果的なるものではないと解していい。

二、人間社會にとつては、遺傳の法則が嚴格でない代りに、その還境をよくすれば無限に發達し得るといふ點が問題になる。この點は本章で既述して來た社會改造の問題であつて、その見解に唯物的的人生觀と理想主義的的人生觀の二者が存することを知つた。そして、現代の主潮はその後者にあることをも知つた。理想主義的改造論の根底とするところは、總べての人に安住の樂天地を興へ、總べての人に人格價値の開展を保障し、道義的原則の支配する社會を創造しようとするにある。そのために、對象として特にとり擧げられねばならぬ問題は、國內にあつては勞働資本の關係であり、對外的にしては國際關係である。しかもこの解決を理想主義的の見解からなさればならぬと論じてゐるのだ。勿論、之に反對する思想は盛んに攻撃を集



注しつもある。現に暗黒と光明との戦が存するも、冷静に且つ内面的に根本の流れの何にれあるかを観するに、現代に於ける勞資關係及び國際關係の改造が共に理想主義的精神によつて導かれつゝある事實を知るのである。つまり植物の例をとれば、地質地盤の行く末を改造問題によつて解決しようとするのだ。さり乍ら、勞資關係と國際關係との兩方面が現實に於いて、未だ充分に聯絡がとれてゐない點も認めざるを得ない。即ちこれには兩方面よりの誤解があるものであり、その誤解も畢竟理想主義的精神に對する充分なる考察と明瞭なる意識とを缺いてゐることに起因する。

繰返して述べるが、社會改造運動の達成のためには、兩者が相共に表裏し依存しなければならぬ。勞資關係の改造も、國際關係の改造を是非とも隨伴してやらねば、その効果を收め得ない。さなくば、依然としてかの富國強兵論が國家の理想と解され、結局産業本位とか利潤本位とかの經濟組織を擁護することになり、勞資關

係の改造を遠き彼方に押しやる。又、徒らに國際關係の改造と言つても、資本家階級の掌中に實權が道られてゐる以上、根本的な改造は不可能だ。そのためには、勞資關係の改造に伴ひ、一國の運命が多數の民衆によつて決定されるといふかゝる狀況の發生を得て、治めて充分なる國際關係の改造を全うすることか出来る。かくて、兩者の連絡性が如何に密接であるかを知るであらう。

三、人類文化の發展に於いても、矢張り種子と同じく裕かなる熱と光を必要とする。社會の進歩に對する貢獻を果し得る動因は、人間の崇高なる感激であり、その感激をして持続せしめるためには宏汎なる教養を不可缺とする。だから、かゝる正しい感激を抱かしむるための基礎の上に、民衆の教養を深めることが肝要だ。それは又、或る意味に於いて文化の根本問題とも言へよう。何故か？ 地盤は畢竟生命發展の條件だ。斷じてそれは原因ではない。原因は種子そのものゝ中に存在するのである。そして、この生命の潜在原因を促して、自發的に發芽成長せしめるもの



は、もとより地盤地質のみのよくなる所ではない。その第二段の役目を司るものは實に太陽の光と熱とではないか。即ち、文化發展にあつては、人類の感激と教養とだ。この感激と教養とによつて、自らの生活力を意識して、自らその本質を發展せんとするの機會に置かれるのである。

X X X X X X X

要するに、人類社會の發展のためには、社會改造といふ施設を適當にし——勿論人類をして文化發展の能力を充分に發揮せしめんとする理想主義的精神を基調にして、その上に多數決と代議との兩制度を樹立することが、政治問題にとつて、最も大切だと信じる。

### ◇附録

#### 現實主義と急進主義

唯物的社會觀が、環境の改變を唯一最高の目的とする所から、自らまた現實主義を排斥するは云ふを待たぬ所である。環境の改變といふことそれ自身が、彼に在つてはもとく現實の否認から發足する。現實に發程する些でもの影響は改變の徹底を妨ぐるからである。併し斯うした社會改革は一體事實可能なものであらうかどうか。詳しいことはその方面の専門家に委して茲には説かぬ。只次に私は、私の現實主義的立場から一部の急進主義者の言説に不満を感ずる二三點を列挙して讀者の批判を乞ひたいと思ふ。

(一) 彼等は一方に於て理論上から現實に執するの嚮を説くと同時に、他面に於ては或一定の方針を指示してその無條件的遵奉を強要し、之に對する現實主義的の



批判を許さない。この點に於て我々現實主義者は實に二重の不滿を感じさせられるのである。私共は社會の進化には一定の理法あることを信ずる。その當然の發展には飛躍を許さないと教へられて來た。故に現實に即せざる改革方針は順當なる展開を紛更することの外の何ものでもないと思つて居る。併し之が只理窟の上で争はれてゐる間は無難だが、現實に即せざる特定の方針を掲げてその強行を迫らるる段になると、大變な迷惑を感じざるを得ぬ。殊にそれが意外にも全然素質を異にせる他國の現實の産んだものなるを知るとき、迷惑の程度は一段と甚しい。

日露戦争直後私は暫く足を奉天に停めたことがある。日本の留學から歸つた一青年警察官は、日本の見聞を其儘翻譯してか、突如令を發して鼠の買上げを始めた。町の辻々に貼つたビラの文句は實に堂々たるものであつて、正に今日の左翼派の宣傳ビラに匹敵するものである。近頃疫病が流行る。この疫病は西名之をペストといふ。ペストは鼠に依つて傳播する。故に鼠を驅除して疫病の跡を絶たうといふので

ある。而して買つた鼠はどうするかといふに、驚いたことには、警察署の裏庭にビールの空箱に入れて山と積み、その腐敗するに委して置いたのであつた。固より支那としては鼠の買上げより先きに取り掛らねばならぬ仕事の外に澤山ある。差し當り買上げた鼠をあつた儘に放置しては、却てペストの媒介を助ける様なものだ。斯うして外人の風評を耳にして、官憲はまた俄に警察署を備ふの日本から顕微鏡を買ふのと、大騒ぎを重ねたのであつた。現實主義者から觀ると、昨今の左翼派の議論にはたしかに當年の奉天警察官憲の所爲に類するものがあるやうだ。現實主義を楯に取て一部の者が正當なる改革をまで阻まんとする惡弊あることは確に私も認める。故に現實主義者と稱するものに警戒せよといふのはいい。併し之が爲に現實主義者を捨てねばならぬ理由は毛頭ない。之と同じく、私も急進主義的立場を一概にわるいと難するのでないことを一言しておく。單に現實主義に執するの故を以て一切吾人の立場を否定せんとするの妄を明にせんとするまでである。



(二)次に急進主義者の陥り易き悪癖として、その議論のやり方が徹頭徹尾宣傳的であることを指摘しておきたい。前の事實に基いて當然の理路を探らうと云ふのではなく、豫定された針路に無理に大衆を追ひ込ますと云ふのだから、さうなるも實は怪むに足らないのであらう。例へば彼等は曰ふ、「わが國に於ける資本家階級は歐洲戦争後先進資本主義國の復興の影響を受け、その國際的抗争を續ける爲に、全無産階級に對する極端なる積極的攻勢に轉じて來た」と。我國の資本主義が近き將來に或はこゝに到るべきは、略ぼ想像がつかぬでない。けれども現在の姿が斯うだといふのは、事實を認るの甚しきものあるのみならず、又却つ國民をして本當の敵を見誤らしむるの恐れもある。斯く云ふを以て若し彼等が私を資本家の廻し者と云ふなら、彼等は意外にも、自分達が資本家の黒幕となつて居る本當の元兇即ち特權階級階級の廻し者になつて居ることに反省すべきである。又彼等は過般の私共の新政黨結成促進運動を目していふ、小ブルジョアの野心家安部、堀江、吉野並に

その一味は、支配階級の積極的懐柔政策に策應し、資本家階級と野合して階級戦線内部に於ける反感を挑發し、今や勇敢に全無産大衆の要望に裏切ること骨折つゝあると。宣傳に急なる者には寛容の徳がない。否、往々にして他を傷めることに依つて僅に自己の存立を示さんとする。之では既成政黨の泥合戦と何の擇む所もないではないか。尤もこゝが一面急進主義者の本然の特徴かも知れぬ。我々現實主義者は、既成政黨のやる様な醜惡なる手段を避けて只管政界を廓清せんと努めるのだが、急進主義者に在ては、自家の掌握に支配權を奪ひさへすればいゝので、その爲に執る所の手段の如きは初めから問ふ所でないからである。

(三)終りに彼等は、環境さへ變れば必要なものは自然に出来る、どんな手段を執てもいゝから一刻も早く新しい社會に造り換へねばならぬとするのだから、自然非常に功を急ぐことになる。その結果彼等の間には一つの特色ある戦術といふものが生れた。所謂細胞扶殖といふのが是れである。相當世間に知られて居ることであ



るから詳しく説く必要はないが、要するに夫の軍國主義のやり方と思へば間違はない。左翼派を始め一般無産階級から最も嫌はれて居る岡田文部大臣の軍閥と結託してやる青年訓練とか、又は昨今また新に問題となつて居る處女會とかのやり方もつと徹底したのが實に左翼派のやり方なのである。若しやり方それ自身に弊害の件はぬものであつたら、左翼派の戦術は頗る賞讃に値する最も有効な方法と謂ふべきである。

一個の假想敵を立て之が撲滅をはかる點に於て、文部省のやり方は左翼派のそれと全然異曲同巧である。他日この敵と生き死にの争をすべき時が来る。その時の用意に今の中からフロントに出陣すべき者を養成しておく必要がある。それには各方面にいろ／＼の團體を作り、いざと云ふ場合に直に動員することの出来る様よく訓練しておくの必要がある。大人は在郷軍人會でゆけ、子供は青年團や青年訓練でゆく、更に處女會の統一もやつておけと云ふわけである。驅り集められた大衆には

必しも本來の目的を知らしておく必要はない。否、却て之を隠した方が都合がいゝかも知れぬ。たゞ中心になる二三人に十分その意を含めておけば充分だ。是れ即ち所謂闘士の養成に格別骨折る所以である。能く訓練された二三人の闘士を所在に分布する。之で大衆を動すことは決して不可能ではない。故を以て彼等は非常に闘士を大事にする。時としては陰に物質的の保障も與へる。少し位の失態があつても大目に見るは云ふまでもない。丁度原敬時代の政友會内閣が、政友會員であれば少し位人の頭を擲つても罪に落ちなかつたと云つた風のところがある。世間の至當な攻撃に對しても、依つてたかつて仲間を曲庇して呉れるからである。而して文部省の這のやり方に就ては、世上既に色々の方面から非難の聲が向けられて居るが、左翼派のやり方に對しては、之に惱まされて居るものの可なり多に拘らず、之を難すべき適當の理論を見出さなかつた爲めか、公然非議を加ふる者今日までは案外に少かつた様である。



左翼派のやり方は實に次の諸點に於て文部省のやり方に更に一步を進めたものである。

(一) 闘士を見出すに特殊の苦心を拂ふこと。文部省などの方は、官憲を笠に衣てゐる丈け進んで來り投ずる者少からず、従つて其の中から適當な才能を擧用するに苦まない。無産階級の方になると、人を釣るべきさうした好餌がない。そこで彼等は多く勞働爭議を之に利用するらしい。勞働爭議を純經濟行動とする現實主義の立場からすれば、漸を以て勞働條件を向上するに甘んじ、時に讓歩して相手方と妥協するを得策とすることがある。併し左翼派は所謂方向轉換に依て階級的政治争闘を唯一の旗幟とすることになつたから、何等の讓歩も一切之を屈辱として斥ける。差當りの勞働者の境遇の如きは固より深く顧みるところではない。斯うした立場から多數の勞働者の利福を犠牲に供した結果、得る所の唯一の收穫は、數名の闘士の發見である。闘士を見出す爲に爭議を利用すると云つたら、或は因果の顛倒だと反駁

されるかも知れない。併し誰か事實の正に斯くの如くなるを否み得よう。但し彼等の立場から言へば、斯くあつても何の不思議はないのである。政治争闘の最後の勝分の來る迄は、無産階級の前途に何の光明なく、勞働條件の一時的且つ部分的改善の如きは、畢竟幻覺に過ぎぬものだからである。而してまた我々は丁度斯くの如くあることの理由の上に、彼等に反對せざるを得ないのである。

(二) 次に彼等はその所謂闘士を各方面に放つて既成團體の侵略を試みる。所謂細胞扶殖の最も明白なる特色は實にこの方面に現はれるのである。各種勞働組合の赤化などといふ現象は畢竟この結果として起るのである。彼等の立場からすれば當然の運動だといふだらう。侵略されたものからいへば正に廂を貸して母家を奪はれたものに外ならぬ。之も大衆の順序正しき了解を得た上になされたのなら文句はない。多くの場合その手段には陰險惡辣の讎を免れぬものがあるので紛争が絶えないのである。今日左右兩翼の反感は頗る烈しいと見られてゐる。而してその實際の原因は主



として右遷ぶるが如き情實に在るのではあるまいか。

孰れにても、斯うしたやり方は大衆の教養を忘りその良心の聰明を蹂躪する點に於て、徹頭徹尾現實主義者の相容れざる所である。現實主義者は、何處までも大衆の聰明をひらき、その良心の判断の上に一切の基礎をおかんとするものだからである。大衆の教養を無視せる改革は、畢竟砂上の樓閣に過ぎぬと観る。故に左翼派のやり方は、環境さへ變れば獨り手によくなるとする純唯物的人性觀の下に於てのみ許さるべきものである。その立場を認めざる限り、その一時の事功を急いで遂に救ふ可らざる弊害を將來にのこすの虞は免れぬであらう。

更にモ一つ急進主義者の最も陥り易き弊害として、理論的徹底に拘泥することを擧げて置きたい。政治に理論の講明が必要でないとは云はぬ。理論の指示に従はぬは、それ自身誤りであるのみならず、それが多くの場合に於て一時の便宜や一方の私益に偏する結果たるを常とするが故に、慎重に警戒するを必要とする。されば

私は全然理論を無視せよと云ふのではない。只理論を聽けとの提説を重んずるのあまり、不當に之は跋扈さしてはいけなないと主張するのである。理論のさごちなき徹底は、本來政治には何よりの禁物なることを知つて貰ひたいと思ふのである。

第一に政治は政治學ではない。政治學に於ける講究の對象は、抽象的模型としての政治現象である。之に反して政治は現實の政治社會を相手とする。學問の研究に依て得たる原理に従へば、酸素と水素との化合で立派に水が出来る。併し酸素と水素との外他の何物も含まないと云ふものは此世の中に絶對にない。眠れぬ人間にはこれ／＼の薬をやれと醫學が教へる。併し實在の人間は、抽象的の學問の豫定せる如き見本通りの人間ではなく、或は腦に故障があつたり或は胸に疾患を有つたりしてゐるから、之に應じて盛る薬にも多大と斟酌がある。是れ抽象的學理の攻明の外に、臨床的經驗を積み、即ち學理の指示する治療法以外に、經驗に基く特殊の練達を處方箋の作成に加へらるるを要する所以である。學理の十分なる攻究に加ふるに



當の相手の閱歷に應じ相當の顧慮を加ふるのが、我々現實主義者の立場である。急進主義の或る者は、往々にして現實の拘泥を惡いと排斥する。一々病人を診察せず、肺病と聞けば甲にも乙にも書物に書いた通りの藥を盛る。之で癒らなければ藥がわるいのではない。軀の方がわるいのだと強辯する。軀の方にも責任があるには相違ないが、之は今更如何とも仕方がないのである。仕方のないものを仕方がないと許して呉れぬ所に、偏狹なる急進主義者の通弊がある。是れ正にモスカウ邊の變な理論をその儘日本に押賣せんとする所謂左翼小兒病者の態度でないか。

我國今日の政界に於て、「理論に拘泥するな」と教ふるを必要とするか、又はもつと理論を攻究してかゝれ」と迫るを急務とするかといへば、無論後者の方だと謂はなければならぬ。何となれば、今日の爲政階級は大部分私利子益に動き、然らざるも行き當りばつたりの臨機應變主義者を以て満たされて居るからである。謂はばたゞの水を賣つて患者の懐を絞るか、又は胃病患者に風邪の藥を平氣でやる様な輩

だ。モ少し理論を讀つて貰つたら、分量をあやまる位は致方なしとして、せめて風を引いたものにアスピリンをやる位の智慧はあつたらうと思ふ。この點に於て、今日の政治家の頭は餘りにひどい。勞働組合法案などの討議に觀ても、そのひどさ加減はわかるではないか。丸で政治學のイロハが解つて居ないと云ふ有様だ。故に理論攻明の必要を叫ぶは、今日の我國に於て極めて適切であるは論を待たぬのである。從て私の理論拘泥の弊を説くのは、決して右の必要を打ち消すものでないことも亦勿論である。

つまり私の言分としては、警告を發する相手が違ふのだ。現在の爲政階級に對つては理論の攻明にはげめと云ふ。理論に拘泥するなと云ふのは、政治理論の攻明に陶酔してその實際的適用の工夫を忘れた人達に對つての話である。政治學は何處までも抽象的の推理である。政治そのものに至ては、始めから現實に立脚しての工夫なることを忘れてはならない。現實主義に反對する政治と云ふものは、本質的に在



り得ない。之を在り得ると思ふのは、飛んでもない錯覚である。

第二に政治に在ては理論の當否よりも主として效果の得失が顧慮せらるる。例へば教育なら、或る原理を教へて生徒が覚えなければ生徒がわるいとされる。よく覚えるものと然らざるものとあれば、其間に甲乙の區別を附けることもある。勿論よく覚えさせなかつたといふに就て、教へ方の良否も問題とならぬではないが、主として論議の目標になるのは、教へた原理の正しかりしや否やに在る。教育の效果の如何なりしかは寧ろ生徒の素質に依るとされ、豫期の如くならざるものもあるも致方なしと許される。所が醫療になるときは往かぬ。根本の學理も問題とならぬのではないが、専ら醫者の手腕に期待さるるものは、患者の體質を按じて處方箋を巧妙に斟酌する所にある。専ら效果の擧るを可とし、擧らざるは悉く失敗として何等の辨解も認められない。政治も亦實に之に類する所があるのである。

理論上の歸結は抽象的にはきまつたとする（これも實は決まらぬことは多いのだ

が）之を如何に實地に行ふか。是れ國に依つて一樣なるを得ざるところ、而して國家社會の複雑なる又その變化進展の烈しきに至つては、到底個々の人間の比ではない。醫療に於ても、甲に於ける經驗が必ずしもその儘乙に適用し得るとは限らないが、一方の經驗を他方に應用し得べき範圍と度合とは政治に於て殊に薄い。加之政治に在ては、醫療に於けると同じく、必ず效果を擧げなければ承知されぬのだ。效果の擧らない眞理は、天上の星と同じく、それ自身に多分の價値の争ひ難きものあるにしても、實地の立場からは一文の價値もないとされる。従てそは弊履の如くにすてられて、直に他の方策に代られなければならない。而もその新しい方策たるや、固より前よりも良い結果を生むとも限らないのだが、古い方策を以て更に效果の擧らざる限り、速に他の方法を採し用ふるは絶対に必要である。是れ政治に在て同一の方策に拘泥するが何よりの禁物とされる所以である。朝令暮改も時として大に必要ありとせらるるもこの爲めに外ならない。



不幸にして急進主義には、動もすればこの見地を見誤るものが多い。

第三に政治に在ては時として——少くも客観的には——盲目的な行動を取るべく餘儀なくさるる場合がある。また醫を醫者に取る。突然急病人が擔ぎ込まれて治療を求められたとしよう。いろ／＼診断して見ても病質が分らない。分らないからとて放任しては置けぬ、乃ち大體の想像に依り、極端に云へば盲滅法に、いゝ加減の處置を施して徐ろにその経過を見ることにする。之も診断の一過程といへぬこともないが、見極めのつかぬ中に處置その當を得ずして死んで了はぬとも限らない。然らざるも、最初の處置が確信に基いたものでないのだから、彼れは常に別個の處置に移らんことの用意を忘つてはならない。政治に在ては固より斯の如く簡單なることを得ぬは勿論だ。一旦の施設は直に種々の固定的關係を社會に残すから、間違つたと知つても直に之を改めるに種々の困難を伴ふを常とする。それでも一旦の試みを永遠に墨守すべきに非ざるの理は同一である。施設の當局者が責任上不當に之に拘

泥するの事實はある。併し政治運用の大局に於て、特に此種の拘泥の許す可らざるは論を待たない所である。

之れ丈けの事を云つたら、政治の本質上現實的ならざる可らざる所以は極めて明白であらう。現在の爲政階級が餘りに理論の攻究に怠慢なるを責むるの意味に於て現實主義を難するはまたいとす。私共が現實主義的立場を強調するを觀て、階級運動の墮落などと罵るのは、一體政治を何と心得て居るのか、甚だ了解に苦む次第である。



昭和四年十二月十五日印刷  
昭和四年十二月二十日發行

著者 吉野作造

發行者 小池四郎

東京市外高田町上り屋敷1117

印刷者 廣安與三右衛門

東京市麹町區元園町二の九

中國支局 岡山縣笠岡町住吉町三  
岡田勲一方

四國支局 高知市石井  
民原一郎方

支 關島支局 關島縣野澤町  
局 小島平兵衛方

名古屋支局 名古屋市中區上前津町二  
社會通信社內

九州支局 大牟田市旭町二丁目  
平木次郎方

發行所

東京市外高田町  
上り屋敷一、二、一七番地

クララ社

東京 振替  
四六六〇五九六  
三三



### 讀者諸賢に謹告

印刷所の不注意によつて第十回配本労働組合論に付き印刷上重大なる過失をしまし、たことを深く御詫びしなければなりません、左に正誤表を付けて置きました、見苦しい誤りで何とも申譯ありませんが御許し下さいまし、今後は充分に注意して過誤を再びしない様に致します。

### 正誤表

- ▲ 一頁 第二章 一、労働組合の異議は意義の誤り。
- ▲ 二頁 第四章 五、六、七、は二頁第三章四、團體協約とクロースド、ショップの次に入る。

### クララ社 民衆政治講座編輯部

- ▲ 一六頁七行目 漸減は漸減の誤り。
- ▲ 二二頁八行目 維持改善を産業の基礎は維持改善が産業の基礎をの誤り。
- ▲ 二九頁一行目全部と、三一頁一行目全部とは、入替えになる。

二

- ▲ 六七頁の 五、團體協約締結の機關 以下 六、團體協約と工場委員會 七、團體協約の發達迄は四八頁の次に入る。
- ▲ 九三頁十行目 一九二二年は、一九二八年の誤り。
- ▲ 九六頁一行目 依るべきである。請負制を採るべきは 依るべきである。か、請負制を採るべきでの誤り。
- ▲ 九七頁四行目 解雇は退職は、解雇及退職の誤り。
- ▲ 九七頁六行目 他の手當金は、他を手當金の誤り。

- ▲ 九八頁 終りより三行目 これともは、これとももの誤り。
- ▲ 九九頁五行目 常監督は常に監督の誤り
- ▲ 一〇三頁三行目 動機はは動機及の誤り
- ▲ 一一七頁終りより三行目 地方支部は地方支部の誤り。
- ▲ 一二〇頁八行目 全く可能は全く不可能の誤り。
- ▲ 一三四頁終りより五行目 支配であるは支配でありの誤り。
- ▲ 一三五頁終りより五行目 ものであるはものがあゝるの誤り。



近刊豫告

## 小賣商人と不景氣

—小池四郎著—

社會民衆黨は小賣商人を如何に救はんと  
するか？ 民講「小經營者論」を簡明に  
抄筆した小冊子！

定價 十錢 送料 二錢

宣傳用リーフレット 百部に付き二圓の割

近刊豫告

## 俸給者保護法解説

—小池四郎著—

社會民衆黨は俸給者保護法案を來春の議會に提  
案することに決した。之我國に於ける俸給保護  
立法の最初の提案であり歴史的記録たるべきも  
のである。それは何人のために何を要求するも  
のであるか？ 本案起草者の解説を見よ！

定價 二十錢 送料 四錢



定價二〇錢 送料二錢  
四六版八〇頁

小池四郎 著

内容

- ◇金解禁とは何か?
- ◇金解禁の無産階級に及ぼす影響
- ◇民政黨の舊平價による金解禁は不可
- ◇舊平價による金解禁は富豪を肥やすのみ
- ◇どうすれば金解禁の犠牲を最少化し得るか
- ◇金解禁に對する社民黨の態度

金解禁と無産階級

東京日日大阪毎日で御なじみの

政治漫畫界の尖端を行く

邦坊畫伯の繪筆に描き出された

漫畫の社會民衆黨

輕妙なる藝術と社會民衆黨精神の交錯・融合!

——全一冊 定價三十錢 送料金六錢

新宣傳用リフレット

——以上の漫畫を二卷に分冊して——

一、九割五分の卷 各卷一〇〇部以上一部三錢

二、父親虐待の卷 (二〇〇部以下は分讓せず)

送料一〇〇部に付き廿四錢割

宣傳用に御利用下さい

發行所 クララ社



定價三十錢 送料四錢  
四六版一二〇頁

### 内容

- 一、民政黨の労働政策並に其自由主義の將來 龜井貫一郎
- 二、民政黨は地主と農民の何れをとるか 片山 哲
- 三、末梢的緊縮政策 島中 雄三
- 四、失業の激化を如何にするか 小山 壽夫
- 五、幣原外交の行詰り 宮崎 龍介
- 六、議會内に於ける民政黨 龜井貫一郎
- 七、金を持つものを肥やす金解禁 小池 四郎
- 八、濱口雄幸氏の正義觀 小池 四郎

クララ社版

## 民政黨はどこへ行く！

定價五錢 四六版  
送料二錢

### 安部磯雄著

我等の黨首安部磯雄氏は最近の歸朝後、長旅の疲勞を癒す暇もあらばこそ、直ちに北日本一帯に亘つて、遊説の途に上つた。そして、親しく各地に於ける黨員大衆と相見えた。本書の出現は、この遊説によつて、その期が早められたと言つて過言ではない。或は頂門の一針でもあらうし、或は黨員大衆の努力に對する頌歌でもあらう。社會民衆黨員の必讀常携に便する大文字たるは勿論だ。

クララ社版

## 社會民衆黨員の心得



最終配本豫告

安部磯雄氏

政治道德論

赤松克磨氏

農民運動論

熱烈なる愛好を受けつゝあつた「民講」も愈々この配本を以て勝利ある完結を告げます「民講」は完全に所期の任務を果しました。會員諸賢の熱心なる支持に多大の感謝を表します。引續き本社は之に代るべき各種の出版物を矢繼早やかに刊行し、社會民主主義の研討と普及に最大の努力を準備しつゝあります。引續き御支援をを希望致します。



587  
110



